

高木相法秘傳書

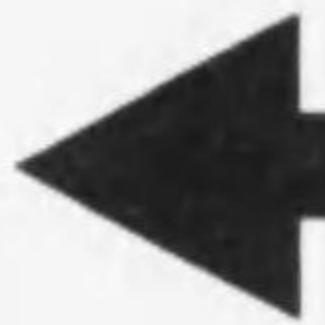
第貳卷

特 258

842

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6m
0 1 2 3 4 5

始



存258
842

高木乘述

高木相法秘傳書 卷二



命理學會刊行

第二卷 正誤表

二頁十一行 行事
三〇頁十行 囚繫
六三頁十一行 黒暈がかつて
七二頁四行 手に取れぬ」がある
八三頁相顧訣二行 我と

行く事
囚繫
黒暈がかゝつて
手に取れぬ」がある
我と

正
前と
行く事
囚繫
黒暈がかゝつて
手に取れぬ」がある

高木相法秘傳書卷二目次

額上六局(補遺)中停三局	一
眉相秘訣	二
上停横列部位	九
臥蠶・陰鷙紋訣	一六
相眼秘訣	二〇
人面十分訣	三三
神氣訣	三五
氣色占應訣	四五
疾病占	四三
死氣占	四三
父母孝服占(孝服とは孝行の事、死別である)	四五
夫婦分別占	四五
婚姻占	四五
姓娠占	四六
破財占	四六
失財占	四六
獄訟占	四七
亨通占	四七
發達占	四七
官進占	四八
男女占	四八
音信及び文書占	四八
男女占	四九
酒食占	四九
朝見占	四五

松動占	五〇
解職落職占	五一
出火占	五一
水厄占	五一
妻病占	五一
眼部横列訣	五六
眼色訣	六〇
相鼻松訣	六六
面上氣色定局速訣	七五
相額訣	八三

高木相法秘傳書 卷二

○額上六局〔補遺〕中停三局

額上六局の中の「印堂」眉部はこれを別にして説き、「山根」部の眼も亦第二巻に亘つて細説した、然して眼より下、鼻の先即ち準頭までに至る間を「上停」とし之に又眼・山根部・年壽・準頭の立筋と、三陰三陽・男女宮・妻妾宮・陰陽紋・疾室・福堂・金匱・魚尾・奸門・並びに顎(頬骨)・「歸來」・「兄弟」・「學堂」・「命門」等の重要な部門(横列)がある。

之等は順次説明をしてゆくが、

鼻の立筋には、山根に續いて「年壽」(又年上壽上と分けて呼んでもゐる)及び「準頭」がある、この横列には又それそれの部位があるが、同一のものを別の名稱で呼んでゐるものも少くはない。今二三この解をいへば、

○ 山根 さんねん 山根は印堂の下に居る、鼻のつけ根である。山の來脈の如く、南岳即ち額に接し、中岳即ち額の中部に接するを以て「山根」といふのである。

○ 年壽 ねんじゅ 之を年上壽上ともいふ、鼻の中央部である。五行にすれば戊己中嶽の處である。高き處故に山にたとへる。然して山は度遠なくして最も壽命あるものである。故に之を年壽といふ。年上も亦これと同じ意であつて壽の極りなきにたとへたのである。

○ 準頭 じゅんとう 準頭は鼻の頭の高き處故に標準の意である。準(へじゅん)を「じゅん」と讀まずに「セツ」と讀ませるのは、「低」(ち)鼻を「延尉」(えんゐ)と讀ませると同じシヤレである。鼻は土にして額の中央に居るを以てこれを王皇にたとへ、その傍についてゐる小鼻を補佐の臣にたとへて、之を諺臺、延尉といふのである。

さて又少し元にもどつて眉の部から説いて行事とする。

○ 眉相秘訣

眉は相法上重要な部分であるが、實際を指示しないと説明に困難する。眉を兄弟

宮とし、兄弟の運勢を見る處とし、これに「繁霞」、「彩霞」の名があり、眉毛の初めを凌雲、紫毅など云ひ、又左の眉を「羅侯」(らう)といひ、右の眉を「計都」(けいと)と云ひ、眉の上を福堂とし、その形状も様々あつて、一々これを覺えるによいでなり。然しけ様な術語を一々覚える事もいらない、又繁霞、彩霞といふのは左右の眉を區別して云ふように本には記してあるが、これは

普通の眉は繁霞であり、秀美な眉は彩霞なのである。

即ちその形狀如何によつて呼び方が違ふのである。眉の左右が繁霞、彩霞と思ふのは間違ひである。

眉は三十歳より三十四歳までに至るの運を見る處である、然し眉と奸門、天倉との關係如何に依り（前巻参照）、眉に先んじて運勢上の現象が現れる事もなくてはない、次で三十五歳から四十歳までは眼の運に行くのである、然して眉と目とは相関連するものであるから、眉が宣しからずして眼が好くても十分であると云ふわけにはゆかない、眉の特に粗にして濃く目を壓し來るのは宣しくなり、眉は秀媚なのがよい、秀媚といつても中々分るまいと思ふ、然し段々この本を讀んでゆく中には自然會得するであらう。

眉と眉との間を「印堂」と云ひ、又「命門」といふ。眉と眉が連つてこの命門を開くは宜しくない。大臣大將大實業家になつた人の眉を看ても分る様に、この様な人の眉毛は所謂「しつべい下り」で、眉毛が奸門の方に倚つて居り、眉と眉との間は非常に離れて居る。(老人になるに従ひ、眉の間の離れて行くのは長壽で且運よいものである)。この様に命門の部が明いてゐるのは吉であつて、此の部が閉しきさがり連りしてゐるのは、人物も性急であると共に、その壽命を促して長命するものなく、且命理學の云ふ「比肩重犯」となるを以て父子相尅となり、且兄弟とも親しみ得ないものである。



又眉毛が豎^(立)て目をかぶせ、或は面に比較して眉のみ黒く太く、或は毛が粗硬にして立上るものなども宜しくない。眉毛が粗にして豎ち、目を壓するものは後嗣がない、在りてもこれを失ふに至る、面に比して濃く太きものは兄弟多數であるが次々に死別して、遂におのれ一人のみになるものである。眉毛の

るませ間の眉

相凶



粗硬にして豎てるものは、人物も粗にして銀^(う)、若年は放蕩をする、眉毛の部分の骨が起り高まるものは、常に自らを誇る人である、かねて粗にして鶴のものは兄弟の縁遠く、或は親しみ易くない、これも本刑社ある形である、眉濃く眼ひろければこれを又「比肩重犯」とする、父母に宜しくない、たゞへ長男に生れても所謂養子格であるから、生家を出て勤いた方が好い、然うされば父母の冲害を防がなければ古

うぬ、而して又兄弟の刑尅をも防ぐ要がある。

眉が湾長して艶を帶び、疎^(粗)にあらず、生して低く弓の様なのは、その人富貴にして性情も柔らかである、散濶して綺りなく短かく弓形になつて目に迫り、或は毛が立上るものは之も亦刑尅を帶ぶるもので、心も亦亂れる人である、眉尻の毛が上に立つて矢の様になるものは、破財刑尅又は官刑に逢ふ事のあるものである、眉が粗にして濃く底肉を現はさぬものは、血が旺する故に淫を好むものである、眉が婆娑として下垂するものは、此も色慾の格である、此の眉毛の者は實業家などに

多く、鳥に蓄養するものがある。眉が短かくして目を蓋はざるものも亦富貴とは云ひ難い。眉毛が堅つて弓の如く反れば、刑罰に遇ひ牢獄に繋がれる事がある。眉毛立ち弓の如く反る相



眉毛立ち弓の如く反る相

眉濃くして髪又厚きものは、一見男らしくして好ましきが、此形のものには性賤しく行ひの汚れたのがある。又その人憎愛の心の激しきものがある。眉が濃くして黒く、黒子^{くろこ}がその中にあれば水難に逢ふて死する

ことがある。眉が黄にして面が紅く、黒子^{くろこ}が眉の中に

くとも亦官の咎め肉親の相葬の事が起り易いのである。両眉が奸門の方で下に垂れてみると、女児が多くして男兒が少いものである。大實業家などに此の形のものが多いたが、多くは女兒に養子同然の婿を持つて事業の後継者にしたりする。而して我が男兒は碌々として成すなきものが多いたのである。



眉短く天倉を現す相

あれば、その人は屢々火災に逢ふものである。眉が寒く薄くこれに黒子があれば、疾病が身に纏ふものである。奸門の部にいつて眉毛が禍を卷いてみると、その妻が非命にたされることがある。又眉毛黃にして薄く、準頭^{せうとう}(鼻の頭)紅なる時は、火灾の惨に遭ふことがある。

眉毛粗にして目を壓し、晴(ひとみ)が暗い時は牢獄の患に遭ふことがある。眉毛黃にして散亂せるものはその妻が不貞を働くものである。眉が散乱して目の半ばにも満たざるものは、生涯衣食に窮するものである。眉黃にして眼の暗い時は死の近づいたのでなければ刑獄の難に遭ふものである。眼の暗いといふのは、たとへば緒の目の如くになるものである。

目の周圍まで墨色がさすものである。



蛾に似る眉

眉毛があるか無きかにして、眼胞の浮ぶものは産を破る恐がある。眉が細くして柳の如きは風流陣上に居る人で、命理學の所謂桃花殺である。然して此の者には子女がない。眉が弯曲して蛾に似たものも好色家である。此は比眉(糞)旺じて妻財を冠するからである。即ち眉

は肝臓に属し、血の現れであるから、人の性慾的であると否とは眉の上に現れるからである。

眉の纖細にして美なるは技倣の才あるものである、眉の清秀なるものは四海に名を挙げ、眉が細長にして平かに、疎にして（粗にあらず）目を過ぐるものは、衆をぬきんする人であり、眉の短かくして目の半ばに達せざるは家に兄弟なし、面に比べて眉太く黒く且毛荒きは八、十人の兄弟があるが、遂には二世孤となるの人である、眉の薄く粗く淡く短きものは概して孤獨のものが多いのである。

眉毛が逆生するものは、幼小の頃に孤兒となり、眉が上下位置を異にするは種違ひの兄弟がある、眉が目より長きものは五六人の兄弟であり、目より短かきは三四人の兄弟、更に短かきは一二人の兄弟、目の半ばに及ばざるものは前記の如く兄弟なし、在りても早く世を去るものである。又かくの如く目に及ばずして兄弟があればそれは同腹の兄弟ではない。

眉毛か鬚に接すればその人は聰明である、眉毛が細く起れば賢ならざれば貴なる人である、右眉高く左眉低ければ母早く死し、父は第二妻を娶りて兒を生ずるものである、眉の濃きものは發達早く、薄きものは運が遅れが、薄くして早く世に現れ

たものは又早く世間より離るゝものである。

○ 上停横列部位

上停横列部位といふのは、たとへば天中、天庭、中正、印堂等の横の列に種々なる部分を置いて、之に觀測の名稱を附したのであって、之に百二十の部位がある、なぜ此の様に澤山の部位があるかと云ふと、どの部位かう看ても人の榮枯盛衰が分るよう、中央の部位を中心にして左右に人の幼少時代からその命を終るまでの事を區別して行つた爲で、その中には多少異なる部分もあるが大體は同じである、従つて百二十部位を皆覚える必要はない。

額部に於ける重要な點は前にも述べた、額の髪の生へ際の「天中」部位では、補角、輔弼である、その横列の髪の生へた處即ち「邊城」が大切である、此の並びの輔弼の隣は「高廣」といふが、此の邊が陥つてみれば少年にして父母を失ふものである、その外「陽尺」、「武庫」など古ふものがあるが、之等は研究的に覺えただけによろしい。

「邊城」、「邊地」は人の移動を看る處であつて、又遠行の吉凶を主とするものである、邊地に骨の高まり起るものは地方に出で職を進めるものであり、黒色出れば出行移動等に宜しくない。此の邊の骨が陥るものは生涯人の上に立てず、只一個の使用人で甘んじてみなければならぬ、又黒痣きあるものも宜しくない、之は男女を問はず皆故郷を去り他國にて（旅などに出て）死するものである。

次に「天庭」部位にも横に八つの小部位がある（前者も同じ）、然しそれとても全部覺える必要はない、一番大切なのが「日角」、「月角」である。その位置は前に圖示した通り、額の眞中の中央の骨（その骨は小高く左右に分れてゐるもの）である。此の骨の高きものは侯公の位にのぼるとしてある、その瞬方の「房心」と稱する骨が高ければ人の師になるとする、その瞬の「上墓」、「父墓」、「四殺」など稱する處は又一つの重要な點であると前にも述べた。

「上墓」の位左右とも父母の如何を見る處と在る。骨の起るものは父母が宣し
光輝あるものは子孫が堂に満つるものである、黒癟あきあり缺昭あるものは溺死の難に遭ふ事がある。茲に劍の如き赤色が現れれば子孫の死に遭ふものである。

その次の「日役」と稱する處は手足の疾病など主なる處である。又四時の傷害の



傷損の事があり、黒色は盃難などの事が
あり、此部が縮みて骨の陥るものは平常
の事に憂苦があり、平満にして光澤ある
ものは一生害を被ることがない。

「驛馬」がある、戦堂は軍人などの相を
看る時、出征するかしないか、戦死する
かしないかを看る處で、益に出た色が變
になつてゐれば軍に出て又歸らはず、平滿
なれば吉とするが然しこの見わけ方は少
しむつかしい、それにも名譽の戦死を遂げ
るのが理想となつてゐる今日、無事に歸
るとも云ひ難い點があるし、又戦死する
とも云ひ難い、此邊は宜しき程にして置

いた方がよい、次は「驛馬」であるがこれは前にも云ふ通り、旅行、移轉などを看る處であるから大切である。然し本當はその下部にある「遷移」を看るべきで、驛馬は参考として併せ見るがよい。又その隣の「弔庭」(髪の生へ際)も喪亡の事を看る處で、この部が白い桃の花でも散した様な色になると父母の死に遭ふものとする、かすか白いと又近親の死に遭ふとしてある。

次に「天庭」の下に「司空」があるとするのが從來の人相の法であるが、予の示した圖面にはその左右の方に記してある。(第一巻参照) 凡そ「天空を司どる」と云ふ以上、天庭の下方にあるは理に合はない、之は却つて額の端、前に擧げた補骨、輔弼と同じものであるべきである。故に此の部に

「額角」、一名「額中」及び「上卿」、「少府」、「交友」、「道中」、「交額」等々があるがこれは實際に當つて餘り利用のないものである。只司空に紋理、缺陷又疵があるのは宣しくない、此部は自身の發達するか否かを看るのであるから、右の如き象があれば發達し得ない事になる。又位を持ち得るかどうかもこの部で看るのである。次の上卿、少府を越えた「交友」はその名の示す如く交友關係如何を看る處である、之は眉の上部の中央に位する。此部の骨起つて色の黃赤なるものは、交友の

補弱が多いものである、缺陷あるものは一生寡合(少しの友達しかない)即ち額の側面の落込んだものである。此部に黒色が出れば仄反上に争ひがある、色が青ければ外に婦人を作るものである、色が赤ければ情人との別れがある、色が白ければ妻との離別がある。

その次を「重眉」と云ひ、次を「山林」といふ。「山林」は又重要な點で、之は髪の生へ際から髪の中にかけての骨を云ふのである、即ち父母がどれ程の家屋敷を持つたか、又自分がどれ程の家屋敷を持ち得るかを見る處である、此部が廣厚であれば、必ず藏蓄が多いものである。又大勢の力を得るものである。此部が平たくて力がなければ自身の勢力もなく、又人として大事を托する事ができない。此部の色が黒い場合は何事も宣しくない、特に移動、旅行に凶である。

次の「中正」部位も横に列んで十の小部位があるが、此の内で用ひられるのは、「福堂」(眉の上、目の周囲)である、(上眼瞼をも福堂とする、故に人相書を読んで左に迷ふものが多い、むしろ瞼を福堂とする方が正確である。然し画像の時は眉の上を見るがよい)。これに列んで「補骨」、「華蓋」があるが、補骨は前に述べたものと同じであり、「華蓋」は「印堂」と同じである。又眉毛の上にもさる、邪

正の事を主る處である。此の間が廣く厚ければ壽命があり、權威がある。短促なれば壽少くして刑魁がある。此の部を一名「厄門」といふ。紋理あり黒子あり色悪しきは宜しくない。色が乾き、艶のないのは宜しくない。色美にして艶あるは常に人に重んじられるもので、又位あるものである。次に「福堂」である。一つは眼の周囲であり之も眉の部である。古來人相圖に示してある様に小部分を左ふのではない。眉の上の中央を標準にしてその邊りを云ふのである。(眉は又妻財とも見る)換言すれば、眉が秀でてゐる時は彩霞となり、普通に繁つてゐる時は彩霞となる様に、財祿を得るものは「福堂」となり、權威を得るものは「華蓋」となるのである。従つて此部が今福堂なりや、將華蓋なりやを區別する事は少しむつかしい。然し骨の隆々たるは「華蓋」であり、骨と肉との豊満なのは「福堂」と考へればよい。

又紋理と見て見る時は眉の上にある「華蓋」は主として紋理で見る。一本の紋は貴上紋、二本の紋は偃月紋、これが華蓋であつて學問の発揚を司どる。然し貴上紋は只一本あるものであり、偃月紋は()から上に上るものであり、華蓋紋は眉尻にまで()から下るものである。

福堂は豊満なのがよい、眉の上が落ち凹んでゐるものは福堂枯焉するものである。

豊満なのは富壽あると共に官祿もあるものである、狭くして落ち凹み且力なきは貧にして夭し或は位立きものである。或は一生の間非横の災に遭ふものであり、その行年としては廿六、廿七、又は廿八、廿九歳の運に關係してくるものである。

從來の人相圖では廿六歳は丘陵(左)、廿九歳は山林(左)、廿七歳は塚墓(右)、(額にあり)、廿八歳は中央の印堂、廿九歳は山林(左)、廿歲は同しく山林となつてゐる(男子は北向ヒス)が、之等は皆併せて見るのであつて決して個々に分離して看るものではなく、又眉尻の上の處を郊外と稱するがこれも別にあるのではなく、丘陵塚墓は即ち郊外なのである。移動の時は此部に色が出る、いつも黄又は紫の時はよろしい。黑色が出れば最も悪く、動いて却つて凶のあるものである。

その次は印堂である。兩眉の間とする、即ち華蓋と印堂は同じものとも見る。印堂は華蓋の下であると思へばよい。印堂は支那に於ては刑獄を主る處ともする。故に此部の骨が落ち凹んでゐれば刑獄の難に遭ふ事があるとする。此の部の骨肉高く鼻筋に通つてゐるものは權位ある事前に述べた如くである。紋あるも宜しくない。印堂の次は蠶室と名つてゐるが、舊來の圖樣にてはこれがはつきりせぬ。蠶室とは上まぶたである。勿論此川を見るには眉の形を見合せる必要がある。昔は此部を以

て女子の蠶を飼ふに宜しきや否やを看たのである、従つて主として女子の吉凶に用ゐたが、今日ではその必要がない。(別項参照)

蚕室陥れば田産なしと云つたのを、今日では恒産なしと云へる又兒穢悪しく、自身の家を持つ事ができぬものとする。色暗くして悪しきはその妻に嫉妬がある、その外「林平」、「精舍」などの部類あるが今一々覚える必要はない。

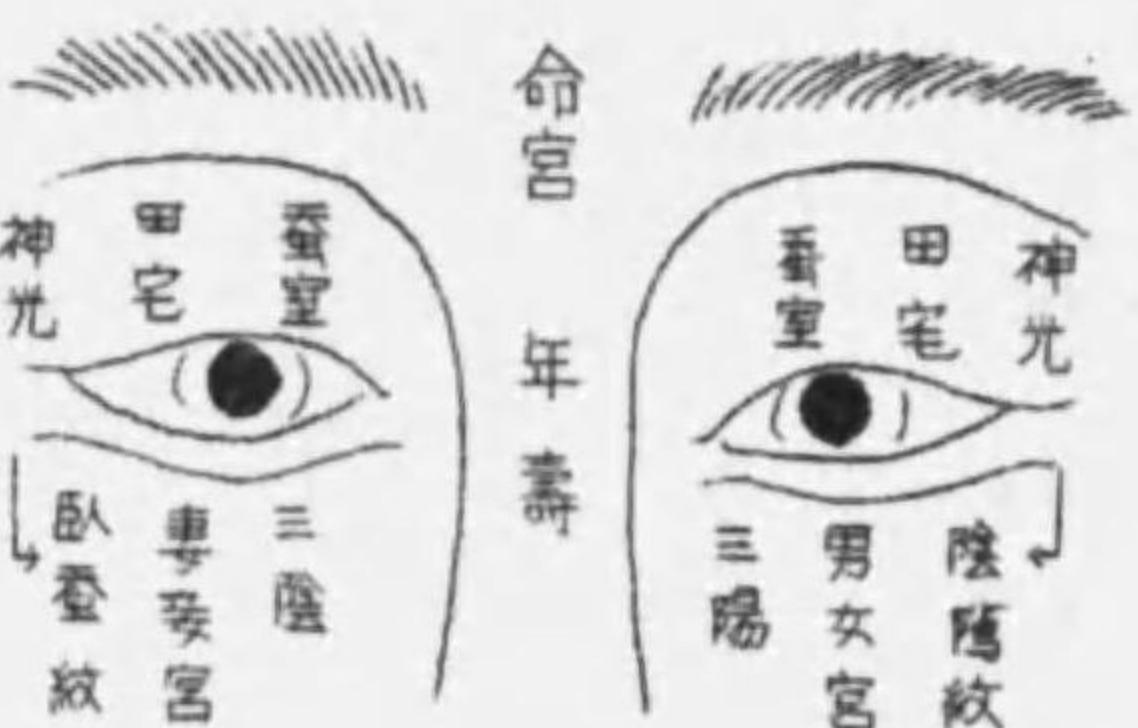
細かに説明すれば尚多くの区別があるが、以上に依て一まづ上停の部門の観察はできるのである。

○臥蚕室、陰隠紋訣

人相上に臥蚕又は陰隠紋といふのがある、此が甚だありまりで、普通の人相本を読んだのではよく分らない、元來昔から澤山の人相本があつて、之を説く人が勝手に様々な名稱をつけたので同一の場所に様々な名がついてゐる譯合である。ことに相法上重要な眼部の如きは、之が甚しい、今記憶に便ならしむるためには之を一つ書きにして見よう。

蚕室

(A)



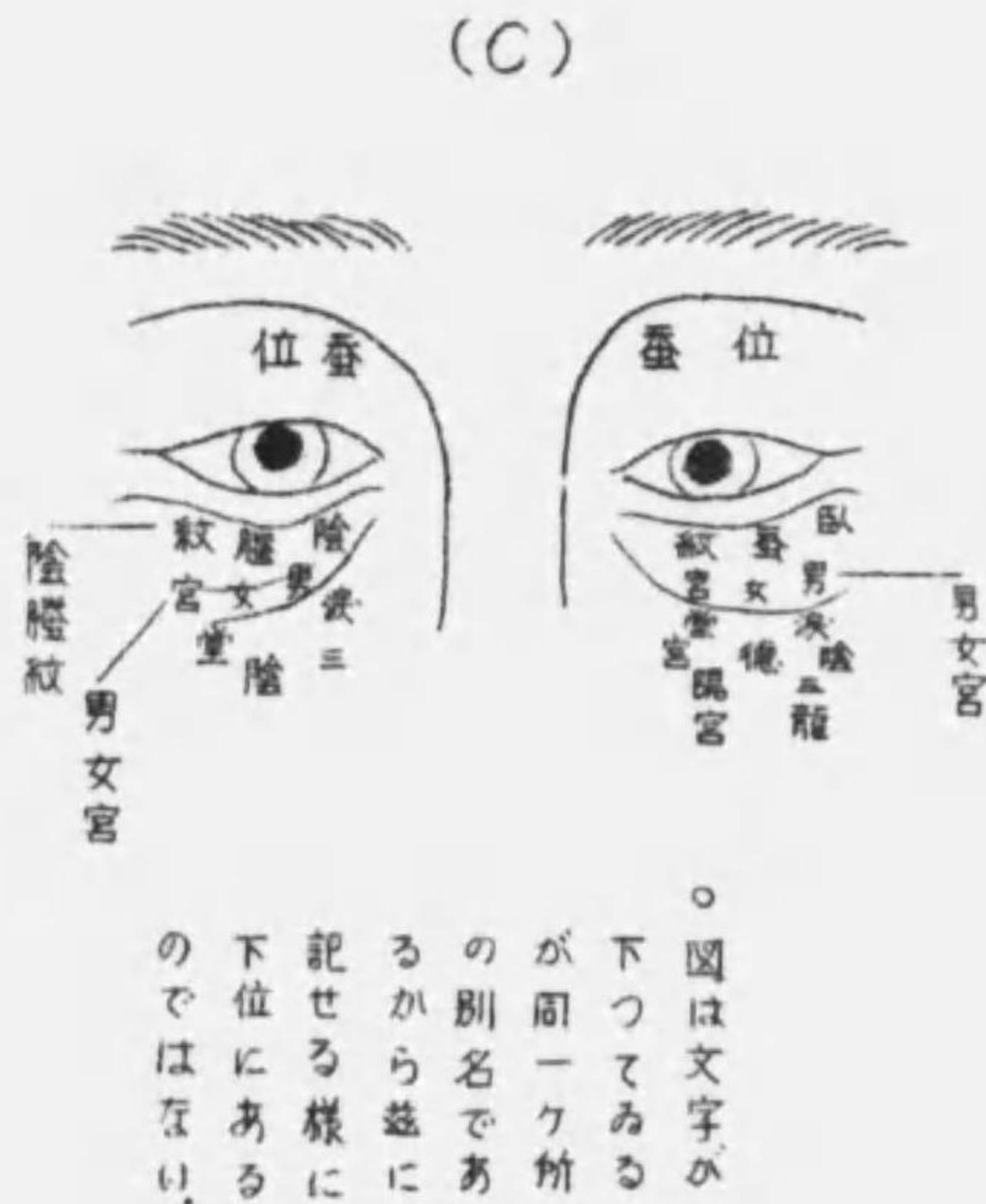
- 一、福堂は眉の上下をも云ひ、目の上まぶたをも云ふ、之が又「田宅」であるが、只「田宅」といふ時は上目ぶたである、又此の上目ぶたを「龍宮」といひ、「三陽」「三陰」(いづれか)といひ、「蚕室」といふ。目の下をも「龍宮」といふ、下を看よ。
- 二、右の三陰三陽を目の下にして見る相法書もある、之も別項に説く様に肉のあるのは太陽であり、落ち凹んだのは太陰であり、その形の如何によつて上、中、下の區別をなし、男は右を以て男兒となし、左を以て女兒となし、女はこの反対に左を男兒とし、右を女兒とし

たものであるが、新しい相法書は之を又反対にして説いてゐる、又實際上左右その位置の變る場合がないではないから、之は單に「子孫」として見る方が安然である

三、此の「三陽」は「男女宮」となり、「妻妾宮」となり、目頭に寄つた處が「精舍」「光殿」の何れかになり（此の區別は前巻に説いてある）次に目の下の筋を「蚕官」といひ、或は「臥龍」といひ、この二つを併せて「臥蠶」であるとするものもあり、その一方の目の下の長き筋を「臥蠶紋」であるとし、他の一方の同様長き筋を「陰隕紋」であるとしてゐるものもある、従つて男女何れか左右のものに此の名をつけるのか、読むものその区別によひて相法に進歩する事がないるのである。



四、陰隕紋といふも臥蠶紋といふもつまりは同一のものである、陰隕紋といふのは「陰々とし見ゆる衆を喰ふ蟲の形」といふ意であつて臥蠶紋と同じなのである、臥蠶紋といふのは「蠶が寝た様な形」といふ意で目の下に長く伸びた筋である、（圖を見



よ）、それが切れぎれになつたのは臥蠶紋ではない、臥蠶紋ではあるが完全しないものである、完全せるは妻縁よく、子孫も亦よく発達するものである、「臥蠶紋」に似たものに「蠶肉」といふのがある、目の下に（）の如き月形の線が生じ、その間に肉が満ちてゐるもので、「蠶肉」といふのは「木食蠶か住んでゐる様な肉」といふ意である。此の肉がたるんでしまりがなく、且色の悪しきものは凶であつて、かへつて子孫もなく、その身も孤獨なるものである。

此の下に又（）の如き形して筋のあるのを「肉眼」といひ、六十、七十になつて兒を生ずる相とする。然しこれが又精舍、光殿のある處である（これが又精舍、光殿のある處である）と同じではない、「臥蠶」の下記せる様に記せる様に下つてゐるが同一ヶ所の別名であるから茲に記せん。

五、然しこれが又精舍、光殿のある處である（これが又精舍、光殿のある處である）と同じではない、「臥蠶」の下

が「涙堂」である（涙は臥蚕紋を傳はつて流れるからである）。その下が「陰徳宮」であつて、又その下が即ち「三陽」であるといつてゐる、之で見ると顎骨の上の横列びが「三陽三陰」になるわけである。凡て「陰陽」を云ふ以上は此の方が正確であるが、實際判断に當つては頬の上では子孫の有無乃至その人の福貴如何を見るに便利でない（茲でも分るのは顎骨の部に於て知るべし）、そこでその部を上方に移動させて説いてゐるのである。

六、故に目の下に一條、目にせひて長く横たわる筋を臥蚕紋といひ、陰陽紋といひ、「男女宮」といひ、肉しまりてその色が黃明なるか、或は紫を生ずれば子を生むの兆であり、色が黒ければ子を冠するの期であるとする、臥蚕の下にあるのが涙堂でこれを又「陰徳宮」といひ、頬骨の上の處である。

○相眼秘訣

眉から下、鼻の先までの線を下停とする、此の部には、眼、鼻、頬の三つの重要な看所がある。

まづ眼は卅五歳より四十歳までの運を有るのである、人相本に卅五歳太陽、卅六歳太陰、卅七歳中陽、卅八歳中陰、卅九歳少陽、四十歳少陰と記したもののが有るが、この様に細かに区別して看る必要はない、前にも述べたように、眼の太陽たるか將太陰たるか、或は中陽、中陰たるかはその眼瞼の肉の高きか低きかに依つて（頬肉も関係する）一つの眼の部分に少陽、中陽、太陽又は少陰、中陰、大陰とあるわけではない。然しそう左右の区別に就ていへば、男子の右眼は太陽か少陽かであり、女子の右眼は太陰か小陰かであり、男子の左眼は太陽か少陽かである、此の中間の中陽、中陰の形を見分てくる事は段々経験すれば分つてくる。

眼瞼が盛り上つてゐるのは、男女共に太陽を得たものであり、大に凹んでゐるものは太陰をなすものである、太陽をなすものは田宅があり、子孫の運に好く、兒も亦缺くる事なく、又その人の生れ方も幸福であり、生家の繁榮なりしと意味するものであるが、此の田宅部が額部より廣き時は、所謂「天冲殺」となるを以て生家に福あれど早く父を失ひ、母の手に依て生長するものである事は之を眉の部にて説いた通りである、此の眼部を看るにしても只眼部のみ看たのでは觀法の全きを

得るものではない、眼を看ると同時に眉及び頬を看るの要がある。

眼瞼の全部を又「龍宮」とも稱する、此部は廣くして肉の十分なのが好い、狭くして落凹みたるは、ただに児なきのみならず、自身の家をも作り難く、終生借家住居をしなければならない、即ち田宅の無きを意味するのである。

即ち此の様に眼瞼に肉あつて、勢ひあるものは、所謂眼に「氣」あるものであり、然らざるものは「氣」無きものである。

眼は眉を以てその補佐とすると同時に、又「山根」(鼻のつけ根)を以て補助とするのである、故に此の二つの関係が密接でなければならぬ。眼の深く陥つたものは刑罰の事とも主なる故に、その父と同じ家に起伏しする事はできない、又長じては我兒を魁す事になるのである。

又身に災があり、「神露」と云ひて眼がキラキラ光る者は、精神を漏して夭折の憂ひがある、若し眉毛が目を壓し山根が陥れば刑獄の憂ひがあるものである、眼中に赤筋が纏つてゐれば、官の咎めに遭ふか、乃至は活計に困つてゐるものである(准頭の赤き時も官否がある)。而してせの人たるや剛腹の流にして、人の常道をも乗り越えて行かんとする者である。

眼が長くして立ててみるのは神レムがある、眼肉の黑白分明なるはこれ賢良の人である、眼大にして突出せる如きは勇悍にし馴れ難きものである、中には悪を悪とせずしてこれ行ふものがある、眼黒くして大に且光明あるものは才藝あり共、又却つてその才藝に溺れて身を誤るものがある、眼長くして光あるものは先見の明あり、眼瞼小にして殺まきものは、志小くして識卑し、この殺まるものは或る鋭どさであつて、人にして大を成すものには眼に神がある、眼光の浮いて露アラはれるもの(キヨロキヨロして落付かぬ)は必ず貧溝である、眼神の強からざるものは決断力なく、且先見の明なく、物の事態を悟ることが遅い。

眼濕つて泣かざるに涙を流すものは好色家である、眼の深きものは資財を缺き、得るとも遂に之を失ふの人である、眼のふたの深く陥るものは又はうす黒き羣クモあるものは子嗣をなし難き人である、眼の玉の斜視するものは心ねじけ、且刑罰のあるものである、眼の玉小さく、眼を開きてその四方の白くなるものは所謂「四方眼」と稱するもので、元來良心のないものとする、良心ありとするも父子又は夫婦相魁があつて、その生活を全うせず、或はその人傷害に遭ひ、不慮に死する事があるのである、眼の常に濕ふものは好色家にあらずば、その妻子を刑罰するものである。眼

の突出するものは無情である、眼に大小があり、半開半合の者がある、之は家にあつて妻に恐れ入つてゐる人であり、家庭に於ては愚鈍である。

眼には相法上種々なる形に名づけた式がある、然し之等の多くは魚の眼の様なものは魚の性質ありと解し、獸の様な眼のものは獸の性質ありと解し、犬の様な眼の者は犬の様に、猫は猫の様に、狐は狐の様に狼は狼の様に、鳳凰は鳳凰の様に、その動物の性質をそのまま持つてきて人間の性格にあてはめた處があるのである、從つて從來ある處の相法上の種々な眼の區別などを一々覚えてゐる必要はないのである、これは眉、鼻、口等の部分に就てもいへる事である、故に前に眉を説くに當つても予は一々これを述べなかつたのである。

昔から、目は口ほどの物を言ひといふ謡がある、いかに美衣美裝をなしても心の出來てゐないものは、眼が常に浮動してゐるものである、故に眼がキヨコキヨロしてゐるのは心邪惡なるか、又はこれ盜賊なりとしてゐる、盜賊の眼は虎の如くに見るとしてある。

心の善なるものはその眼に神あつて而して光の隱れるものである、あらはに目がギラギラせぬものである、平日は眼の如くであつて事に當れば恍々たる光を放つ



ものである、凶悪なるものは自然目に習ひがあり、眼に筋があつて晴が黃いろいものである、「魚尾」に多くの筋があるものである（此の筋は只一本上瞼の線が流れたのがより）此の人は只自身のあるを知るのみで、妻子あるのを知らず、爲に妻子を刑駁するものである、眼の下の瞼が脹れぼつたくるんでもるものは父祖からの財産を皆飲みつぶしたものである、眼が突き出て晴が黃白有るか又暗いかすれば、その人狂死するに至るものである、晴が暗きか又は晴が黃にして眉の亂れる時は、その人戰死するものである、眼が小にして面が大なるものは、二眼缺あるものであるから、爲す事は戰鬪的であり、又大に發達する事もあるが、その行路は多難であり且多くの危険を包藏するものである、面小にして眼の大なるものは此命理學の「劫財」である、故に理なくして他人の財を劫得する事ができるものであるが、而も此父子の刑駁を免ずを以てその子孫は多く後を失ひ、子嗣又立つを得ざるものである。

人をぬすみ覗るのは奸狡である、眼は眉の低く下れるを忌み、眼は骨の壓するのを忌み、眼瞼の深く陥れるを忌み、筋の深きを忌む、冲刑するものは、眉が立つ

て眼の落ち込むものである、即ち之は太陽の位を失へるものである、財産を破り失ふものは眉が短かくして眼瞼特に目尻の肉の落ちてゐるものである、更に奸門の陥るのは夫婦必ず縁のないものである、魚尾に痴敵あるものは、妻が災難などにて死する事がある、（痴敵と云ふはX形の紋である）、疣堂の凹んだものは必ず女兒を育て難い。

額にも「日月角」なるものがあるが、目も亦此の日月角に比敵すべきものである、目を以て太陽太陰とするのは之である、天地の大は日月の光を以て托すべしと云ふ、故に眼を萬物の鑑、日月の光にたとへる、故に人の目の美なるは運よく、美ならざるは宜しくない、目は父母の象であり、又我が心の宿る處である、即ち又眼は神の遊ぶ處である、心が澄めば眼も澄むものである、心が濁れば目も濁り、一見その善悪を辨する、眼の長くして深く光の潤ふものは大貴である、此の深いといふのは深く落ち込んだものをいふのではない、肉があつて深いのである、黒くして漆の如きは聰明にして文章がある、神を含んで露はさず、灼然光あるものは富貴である、細くして深きものは長壽にしてその性は陰僻である、浮いて晴の露はれるものは夭折する、大にして凸出するものは毒をうながす、眼の凸出して流れ見るものは淫盜で

眼 羊



ある、チラチラ偏視するものは不正の人である、赤筋が晴を貢ぬく時は悪死する、観ることの定まざるものは心怯うである、その神壯にして羊眼なるものは孤獨であつて心がねぎけてゐる（羊眼は羊の如き目をなせるもので、上瞼に二三の皺がある、晴がうす黒く、かすかに黄ばみ神が澄まない、二の目は祖葉を破るものである）、目の短小なるものは愚賤、卓起するものは性急である、眼下に臥蚕あるものは貴子を生ずる。

この臥蚕なるものと、所謂「陰陽紋」との區別は前に記した、臥蚕のハツキリしてゐるものは子孫があり、此部に十錢銀貨半分位の黃に明るい色が出れば貴子を生ずるのである、又眼の廻りが黄紅、鵝紫色となり、印堂、準頭（鼻の尖）、亦紅黃なれば一層好い、此の時は男兒が生れる、女子はこれに反する、児を生む、尤も男子は右が男兒にして左が女兒である、女子はこれに反する、児の生るゝや否やを見るに只眼下をのみ見てはいけない、印堂及び準頭をも見るべきである、この色共によければ吉なるを得るのである、眼下に喜色あるも印堂の色悪しく、或は暗色あり又は準頭の色悪しければ、その児生るゝも育たず、産期に及んで眼下黑暗色となれば時に流產するに至るのである、眼下ともに青色なるはその

兒病弱である、かくの如き人の親たるものは多く「延尉鼻」をなすものである。所謂「諫臺鼻」をなすものゝ人の眼下の發色の悪しきことはないものである。又眼下の黒色は子女を冠し、その者は故なくして子女をしふたげる無慚な父母である。此の如く何れの部分でも單獨には見ぬものである、陰陽紋（縞）の紅黃色のを陰鷹紋といふ場合もある。即ち目の下に黄紅の色の出たのを陰陽紋が出たといふ、紅黄の時は男兒であつて紫色の時は女兒である。此の色は共に宜しきをなすのである。又印堂の肉が陰陰としてこの如く直下するものは子が一人（男兒）がある。印堂の肉厚きは多くの男兒がある、然し鼻が延尉をなせばその中の一二を失ふことがある。婦人の眼下産期に至つて赤色あるものは産厄がある、神の定まらざるものは福全からず、大抵眼は怒るを欲せず、白きを欲せず、玉の黒きの少きを欲せず、勢ひの堅きを欲せず、見るに偏するを欲せず、赤筋のまとふを欲せず、光の流るゝを欲せず、視神のチラチラするのを欲せぬ、その圓くして小なる、短かくして深きは不善の相である。

此の両眼の間を又「子孫」の宮とする、即ち「山根」は又「子孫の宮」である、故に豊満にして陥らざるのを欲する、「山根」陥れば又子孫を缺くの象となるを以

て此期に至つて生長の兒女を失ふ事があり、又兒女の運が強ければおのれ此世を辞する事があるものである、此部豊満にして目が秀長ならば尊貴に近づく事ができるものである。眼瞼の豊肥なるものには家があり、此部の陥没するものは福祿を缺く故に自家の所有がないと前にも述べた、目が大にして光あるものは多くの田莊を進め、目頭の破缺するものは家産が次第に渴減する、目の四方白なるものは兵に出て死するか又は傷亡する、目が鳳凰の如きは必ず高官にのぼる、目に三角あるものはその人必ず惡である、目が短かくして眉の長きものは愈よ困難を増し、目の玉のとび出たものは夭折の兒である、赤筋が目に入ると官事の煩ひ又は刑罰の事がある、目が赤くして睛が黄色なれば若くして死する事がある、目の光が電の如きは費云小べからず、龍の睛、鳳の目は必ず食祿が重い、目の烈しきものには威があり、萬人が歸伏する、目が反つて弓の如きはこれ奸雄である、明智光秀、油井正雪の如きはこの様な目をしてみたのであらう、目が羊の如きは骨肉を相刑する、目が蜂の如きは悪死するか私讐である、鶴の如きも悪死傷亡の忍耐がある、目尻が垂れてゐるものは夫妻反目する、目尻の上つ

眼 方 四



(云ヒ白四)

此の両眼の間を又「子孫」の宮とする、即ち「山根」は又「子孫の宮」である、故に豊満にして陥らざるのを欲する、「山根」陥れば又子孫を缺くの象となるを以

てゐるものは福祿綿々する。(之は天倉の處の上つてゐるものである)。女人の羊目四白は必ず年下の入婚を迎へるものである、目の玉が上つて晴の下白きも同様である、目の色が全體に黃色なるは忠良の人であり、黑白の分明するは、必ず貴に近づく人である、若しこれが女子であれば廉貞の人である、目が只白くして細長女此は貧寒計り難き人である、目の下に亂理紋のあるものは兒女の甚だ多きものである、目下に一文字の筋あれば所依甚だ分明である、目下の「臥蚕」は女兒ありて男兒が少い、左右の目に大小のあるのは之又遺傳相續であるから男子は妻を冠し、女子は夫を冠して一夫一婦にては納まらず、縁の愛るものである、目が赤く晴が金の様に光るものには六親を認めず、親には不幸をするものであり、晴小さくして白多きものは囚繫の事がなければ貧に破れるものである。

目は最も日月の分明するを要する、最も晴が黄色にして赤脈の走るのを恐れる、一生成すなきの命である、細くして深いのはこれ心腹のない人である、眼瞼が浮上つて羊の如きは身孤獨にして資財なきものである、眼中白きものは女子は夫を冠し、男兒は多く愚鈍である、かねて晴黄色にして赤脈が走れば男子は病を發し女子は夫を冠し去るものである、眼瞼の深きものは資財に乏しく且自家を所有すること

ができない、然し歐米人は多く眼瞼が落ち凹んでゐる、その代り「福德宮」の「天庭」が廣い、天庭は額である、西洋人には猫の額の様に天庭の狭いものはない、我國人は元に反して福祿宮の狭くして有るかなきかといふものが多し、眼瞼若し落入つてゐたなれば此の天庭が廣くなければ救ひがない、眼瞼唇の「山林」の部即ち横鬚の張れるのも亦救ひがあり、「地閣」即ち頸の張れるのも亦救ひがある、山林の張れるのは山林風澤のゆたかなるを示すものである、但し眼陥りて天庭、山林、地閣の張れるはその自身の運は良く、大に發祥することあるとも、或は子孫なく、子孫ありてもいふに足らず、或は子孫のために苦しみをなめることのあるものである)。

更に女子にして常に涙をおぶるものは夫、子ヒもに病弱なるか又は活計の道立たずして大に苦しむものである、両眼の方形なるは此壽を保つの相である。

右眼がもし小なれば此長男である、左眼が若し小なれば此長女である、而も天庭共に狭ければ長男長女にして生家を出て他郷に縁を立てるものである、此命理學の「建祿格」となるからである、両眼の胞下に傷、アザ等の分明なるは家に糧道あつて僧形の人である、右眼の直下又は直上にアザあるは公卿に至るの相と云は

見てゐる、眼下に筋や皺の多いものは兒がない、有りてもその数を減する、「臥蚕」の肉高きは嗣子を缺き、女兒に養子をして血脉絶ゆるの相をなすのである。(即ち蠹肉である)。

相る成の公清是橋高



- 鼻は筒を切りし如し(截筒鼻)
- 小鼻は諫台をなす
- 臥蚕紋長し
- 眼は眞眼なり且「神」あり
- 福堂、龍宮に力あり
- 奸門に小皺なし之れ大貴なり夫妻相剋なし
- 却堂に骨起りて肉満つ
- 知堂、眉と眉との間廣し
- 観張つて天倉疊か互り
- 此の額は上より見あうして寫せるものである。

○人面十分訣

○眼五分

眼は人面中の五分だけ力がある、あとの三分は額であつて、そのあとの二分は眉口鼻耳とする、それだけ目は重大な價値をもつ、目によつて人の吉凶善惡が分るのは此の所以である、眼の正しいものは心も亦正しく、爲す事に自然進退があるので、故に不正なるものはいつもその目によつて看破されるのである、眼が正しいのも只正しきのみではいけない、眼に「神」あるを要する、神は人間の心の出來た處から發する、人間の心の出來上らない處には「神」はない、人間をでかすのはその天命に安んじて、我が生業をつとの勵むにある、眼の正にして神のないのは凶惡ではないが、凡眼である、一藝に秀でてゐる人の眼に神のあつて、何となく犯し難いのは只その一事に没頭して一時の利害には顧慮する處がないからである。

眼に媚のあるのはよい、然しあまりに流麗なのは宜しくない、流麗に過ぎるものゝは命理の所謂「桃花」をなし、女色をあさり業を廢し身を亡すことのあるものである、眼に神がなく只正しきは奸惡なものと見違ふことがある、つまり奸惡なものゝ

目が正に似るのである、故に此の見分方は中々むつかしいものである、而も自身に正があり神があれば自然この區別は會得するものである。

○額三分

額廣くして骨のでこぼこするものなく、且紋理なく、眼の精神がそれを助けるものは大費である。額廣くヒも眼が死んだ様なものでは福がない。額は横に廣く豎に直なるがよい。紋理の無いがよいといふのは三十代までゝある。四十五十代でも餘り紋理の多いのはよくない。紋理の多いのは老熟のしるしである。故に運の後發するものがまい、老年になるに従つて額が廣くなるのはよい。建祿運の者にして後發するものは、老年に至るに従つて額が廣くなるものである。又額が廣からざるも眼に精神あつてこれを助ければ幾千かの所得あるものである、或は又「山林」大いに張つて眼の悪しきものは眼四、額四の象となすものである。

○眉口鼻耳二分

眉はしまり、毛の散亂した疎生したりせぬのがよい。鼻は肉あつてまつすぐであり、節立ち、くびれ、開かぬ方がよい。且所謂「廷尉」を否さぬ方がよい。然し小鼻が流れてゐても肉太きは良妻を得て家庭納まり、又財祿を立すの象とする。耳はそびよい、又歯を現はさぬがよい。之は晩年ことに專通する人である。

○神氣訣

「神」は相法上の主眼である。故に再び之を詳説する。凡そ人の相を見るには神氣を見るを要する。故人は云ふ、「神を道となす、神出づるも見ることができない、隠れて求める事ができない、故に虚にして形なきものである、即ち此を心に於てさぐるのである、故に又故人は云ふ、「神の遊ぶのは只「眼」に盡くると、「眼は口ほど物を云ひ」とあるはこの譯である。即ち人間の意志はまづ眼に現はれ、神色となつて眼の間に表現し、更に眉間にのぼり「印堂」に出づるのである、故に人の吉凶

を見るには只その目と眉間だけを見れば好いことにもなる。

相を見るには尚人間の「徳」を見るのであるが、徳は「義」の大なるものとなし、これに六つの徳ありとする。六徳は即ち「神」の心に宿するものである。此の神の形となつて表に出るのは、形なくして現はれる日月の光の如きものである。日月の光は外に出て現はれるが、日月の徳は日月そのものに藏される。それと同じ事であつて人間の徳は眼を通じて外に現はれるけれども、その徳は心の中に藏されてゐる。人間の徳の光、その「神氣」なるものは皆眼を通じて外に現はれるのである。故に人の眼が明らかなければ神が清く、目が昏迷すれば即ち神が濁り、徳が乏しいのである。又眼が清ければ即ち六徳多く、六昧（心の暗さ）少く、眼が濁れば六昧多く六徳が少い。けだし神は心に遊び又遠く出て遊び、亦五臓六腑の間に遊び、外出しては耳目観聽の間に現はれるのである。その遊が所の象に因り成り、遇あり至り、（因、成、遇、至は神の宿る象である）それ等が皆一身の所現、吉凶となるのである。たとへば夢中に見る處のものは、わが一身の所現である如く、心に感ぜる事は我が一身の外に出ずしてまづその眼の中に入り、眼の中に入り、財祿を見るは鼻にあり、財祿を見るは鼻にあり。

といふのである。白眼禪師の言葉に夢に五境^{きよ}あり、一は虚境^{きうきよ}、二は實境^{じゆきよ}、三は過去境^{かこきよ}、四は現在境^{ざいざいきよ}、五は未來境^{みらいきよ}といつたのは、此の相法神氣の出現においてはまる言葉である。「神」が覺けば境を生じ、神が靜まれば「境」を滅する、境を滅すれば吉凶の眼に動く事なくして神色自若たるを得るのである。禪の悟道なども此と同様く、大きく云へば即身即佛、涅槃の境である。

眼の色、即ちその神氣を知るのは此れその人の境、即ち過去、現在、未來に於ける動靜の大小深淺を知る擇合である。人が動けば境を生じ、その境たるや又一樣ではない、相法上の「画像」なども又茲に源があるのである。画像の如きも「現れざる形」をとらへて之を云ふのであるが、而も「画像」の奥義は正確なるイリュージョン（幻像）であるといふにある。

幻像は幻像にして由來形あるものではない、それをあへて「正確なり」といふのは、その幻像が觀者の主觀的作用のものであるから、それで「正確なる幻像である」といふのであって、人の神氣の有無を見、眼の光彩如何、眉目間の發色、形象を見るの要點は即ちこゝにある。

かくしてその形を望んで或は「灑^{みだら}」として清く、或は「翫^{きらう}」として秀で、或は「皎^{きらう}」として

明るく、或は凝こごとして坐りて眉目まゆめい聳動し、精彩人せいさいじんを射るものは、皆神によつて内より發し外に現れるものである、その神清くして和に、明らかにして徹するものは、富貴の象である、眉目の間が暗くして獨り、柔にして弱きものは貧薄の相である、色あり肉あるものは、實にして静かなるものである、豊満にして静かなるものはその神安んじ、虚にして急なるものはその神の騒ぐものである、故に君子はよくその性を養はんとするのである、暴ぬるればその氣がない、その氣が暴にして形の安んずるといふ事はなく、形が安んじてその神の全からぬといふ事はない。

又云ふ凡そ「氣」なるものは陰陽の人々に移るのである、寒暑にもとづかざることはない、又人の境遇如何にも依る事が多く、故にこれを見極めることも中々にむつかしい、髪鬚ほくゆの間に表すれば即ち氣があるのである、「神」は即ち「氣」と同じであつて、「色」そのものではない、而して「色」は従であり、「神」は主となるものである、及び「氣」が表すれば「形」となるのである、「神」は形に止まつてこれに含まざるものである、表すれば又神を生ずるものがある、従つて赤だかつて生ぜず、表じて神の死するものはないのである、生があれば表じ、表すれば神あるは自然の理であるが、而も生じて表せず、表するも神なきものもなくはない、之は即

ち自然の理にさからふものであつて、精神すでに陰陽の理にせむいてゐるわけである、故に神の妙を知るにはその觀者すでに太虛と同體となればならず、神の微アマニを知るにはその人造化と同化しなければならぬ、人の人を知るといふものは凡そかくの如くである。

かくの如く人の世間にあるものは、神は即ち心に感れ、發現して眉目の間にあるものであるから、人の吉凶を見んとするものは、その神をとらへんとする時はまず第一に眉目の間を見るべきである、くり返して云ふが、人の精神は先に鼻上に現れて次で眉目の間に及ぶものである、故に「年壽」上の色宜しきも、眉目の發色未だ充分ならざる時は作事心に叶ひ來らざるものである、

然してその神たるや、古なるを以て上となし、清なるもの之に次ぎ、藏なるもの之に次ぎ、媚なるもの之次ぐのである、此の中の古、清、藏、媚等の區別は文字には説明しかねるものがある、然し何れも肉あつて高く纏のないのを土臺とする、古とは何となく古高アカシきのを云ひ、清とは清く、藏とは或る含蓄のあるのを古ひ、媚とは艶あつて優しきをいふのである、又警然として動かず、之を見るに威ある、之を古と云ひ、澄然として坐サマカレし、之を見るに愛すべき、これを清ヒイヒ、怡然とし

麗落し、之を見るにすて難き、此を媚といひ、各の體格神氣あつて自然その人に備はるのであるから、眉目間の神氣の區別は又その人がら如何を考へて此を觀察しきればならぬ、その人から如何を見てとれば、眉目間に現れてくる神氣の有無及びその區別に就ては第一に見てとる事ができるものである。以上の如きは多く高貴の人であつて、社会の上位に居るものである。それ以上は貴顯方であるが、貴顯方は我々の容易に近づくを得ざるものである、但し此中の媚あるものは之れ貴なりと雖も心に阿諛詭僥（ちゅうきやう）（おもねり、へつらひ）あるものであり、身は高位にあるも云ふに足らざるものである。

凡そ神氣の明らかなる如くして明らかならず、峻なるが如くして峻ならざるを之を流散といつて忌む處のものである、醉ふ似て醉はず、因に似て因せざる、之を昏迷といつて又深く忌む處の神氣である、かくの如きはすでに精をうしなひ靈を失してゐるもので、その人の運氣極めて悪しきが、或はその人心奸邪にして人道を忍はず、世間を横行して自から勇者たる事を誇る如き小人ばらにあるものである。

○「神」の餘りある象

茲に神の餘りあるものと、餘りなき者とあり、神の餘りあるものは、前にも說いた

が、まづ第一に眼色が清瑩である、物を見るに顧盼せず、頭部と共に正しく視目を動かすものである、次に眉は秀でて長く、神彩聳動し、容貌清徹し、舉止端正である、眼は灑然（すんであきらか）として遠くを見る如くであつて、季いてチラチラ近くを見るが如くでない、即ち秋月の霜天を照すが如くである、若し又此に近づけば、和風の春花を動かすが如きものあり、時に臨んでは剛毅にして、猛獸の深山を歩むが如く、衆と交はば超然として丹鳳の如く群を聳んで、その坐せる態は介石の動かざる如く、其と交はば超然として丹鳳の如く群を聳んで、その坐せる態は介石の洋々として聲もまく流るゝが如く、而もその姿たゞ昂然として帆峰の聳ゆるが如く、言をみだりに發せず、みだりに騒がず、喜怒にその心を動かさず、榮辱の如何によつてその操節を變へず、萬態の紛雜を前にして心の常に一なるもの、此れ神の精神が立てば自然神の成るものがあるが、而も只外に出て人に越えんとするのみには出來た人間とはいへない、内に引き、心に蓄へ、物を棄てんとするものこそ却つて此人物を作るの要であり、又平常かくの如くなるもの、よしその神に十分の餘りなくも尚災害等の身に忍び寄る事はないものであり、又かくの如きの人に眉目の

暗影は見えないものである。

○神の不足する象

神の不足するものは、第一せの人が醉はないのに酔つた様であり、常に病氣をしてゐるか酒を飲んでゐるかの様に見ゆるものである。その赤色が甚しければ刑罰の難に遭ひ、或は常に償小事のできぬ債務を負ふてゐるものである、或は又心に愁ひなきに愁あるに似、面貌晴れやかならず、或は睡からざるに睡きが如く、瞼垂れて眉間映らず、或は笑小事のないのに笑ひを含み、而も忽ちにして驚きさわぎ、或は怒うざるに怒りを含み、喜ばざるに喜ぶに似、驚かざるに驚くに似、畏れざるに畏るに似、容姿混濁して神色の慘憺たるものは、常に失敗ある如く倉皇として恐れあざわかに後暗くなり、先に快よく後に沈滞するなど、之等は皆神の不足するものであり、神の不足するものは第一に生活に満足を得ないものであり、第二に心にやましき影のあるものであり、第三は禍殃の身に及ばんとするものである。

以上神色と共に「氣」なるものをも説く要があるが、茲では極く簡単に實際判断上の「氣」と「色」とを説くこととする。

○氣色占應訣

茲に少し實際上の占應として、諸君が本書を學びつい且之を應用するために、氣色の占應を記して見るが、凡そ「氣」とは「精神」の現れであり、「色」とは「心」の現れである事をまづ以て知つて置く要がある、故に「氣」は捕へ難いが、「色」は捕へられるものである、氣には形がないが、色には形がある、かの「畫像」なるものはこの「色」を捕へての判断であつて、此の秘傳は別に下に説く。

疾 病 占

病氣がなければ三陽即ち眼下に光があり、準頭せうとう即ち鼻の頭が黃明であり、腹に病なれば耳の輪も赤く、「壽上」にも黃光の色がある。若し脾に病があれば準頭が血の色の様になり、腎に病があれば耳の小ちに黒き煙の様な色が出で、心臟なれば只年上が赤くなり、肝臓なれば眼下が黄いろくなるものである。

死 氣 占

流年の如何にもよるが、病人の眼に神氣あるものは死せず、神氣なきものは死する、目を上げて正視するものは生き、目を伏せて見るものは死する、瘦せても枯れて衰へざるものは生き、肥えても血のないものは死する、喜色あつて正しきものは生き、悲泣するものは死す、舌唇潤ひてのびるものは生き、乾き縮むものは死す、口をとぢ鼻で息するものは生き、口で息するものは死す、眼尻の上下を又「神光」と稱するが、此部に黃光の氣があれば生き黒氣が雲の如く生ずれば死す、又黃紅の氣あるものは生き、青黒の色が生じて口に入るものは死す、息の長きものは生き、息の短きものは死す、言葉のゆるくなめりかなものは生き、短かく盡るものは死す、「人中」（鼻の下の筋）のうるほふものは生き、乾くものは死す、耳が黒く煙ぶる如くなるものは病者にあつてはわけて凶である。

父母孝服占（孝服とは孝行の事、死別である）

印堂、額上に白氣が發し、又「中正」の左右に白氣が發するのは父母黄泉に入るの憂ひがある。

夫婦分別占

男子は左の頬、女子は右の頬に忽然青色が發すれば、夫婦の離別がある、同時に左右の眼尾即ち奸門を見るべきである、黑暗色あるは最も凶である。

因に眼下三陽に氣の動くのは父母夫婦子孫の事である、いつの場合も、紅・紫、黄色はよく、白・黒・青色はよくない。

婚姻占

龍宮即ち眼瞼の上下が紅紫黄それぞれの色を呈し、魚尾奸門に墨りなく、又目頭にシミなどがなければ、縁談早く進みて採納成婚宜しきを存するものであるが、或は暗き色あり或は明らかに青きか黒きかするものは縁まとまらず、後に或は争ひ事などの起る憂ひがあるものである、又「蠶下」（目の下の筋即ち臥蚕の下）に黃光が含まれて、すかし見れば明らかなるは良き人を娶らんとするものである、此の色あるもの妻あればその人賢徳の婦にして兒がまた孝弟である。

姪 娼 占

三陽（日の下）の青きは男兒、紅きは女兒、女への面上黄なるは産安し、赤黒きは産重し、左の掌青きは男兒、右の掌紅きは女兒、明艶なるは産安し、枯れ乾きたるは産重し、左脚先に動くは男兒、右脚先に動くは女兒、目のみ黒く暁どりたるは産になやみあり。

破 財 占

地閣（頬）うす黒く煙の生じた様なのは田宅をこぼつ事がある、更に地閣より「家庫」（頬の横下、口の並び）を侵し、印堂黑暗にして、鼻の周圍も黒ければ一層財政に困つてゐるものである。鼻の頭の黒いのも同様である。準頭上に疊の様な形の青赤の色の出るのも同様である、疊の様な色が出れば出財がある（準頭の赤色が繋がりて出づれば官事がある）。

失 財 占

金匱（きんき）（目の下）青路（目尻の外、耳の前）にかけて忽然黒い色が出ると失財の事があり、尙目尻を通過して黒きこと激しければ盜難に遭ふものである。

獄 訟 占

人の獄訟は「天中」から「中正」（一名額中、額の眞中、髪の生へ際）に現はれる、その色黃にして上に赤色の油をねれるが如くである、或は上唇の上一杯に黒色が生ずる、「食倉」即ち上唇の上、「人中」の左右に青色が發すれば獄に下る、又満面醉はざるに紅色を呈し、眼中も亦赤き時は刑を免がれざる事あり、「刑獄」に黒色の出るものもよくなし。

亨 通 占

運の通する色である、第一に三陽の紅紫色なるは心に叶ふしるしである、或は印堂、準頭の黃紫色なるはよい。

發 達 占

四岳（額、左右の頬、顎の四つ）などの蒙々として色の發せざる時、鼻筋の獨り明らかなるは天帝の開く象であつて、その應は月に於ては丑、辰、未、戌である。年又同じ、此れ萬物皆土の力を得て形をなすに同じである。

官進占

職を帶びるは「神光」（日尻の上）に劍の如く弓の如き白氣の出るものである、職の遷轉するのは「中正」の左右「左廂、内府」（これも二つの種類あると思はずもよい）に草の根の如くなつて上を向いて黃紫の色が現れるものである、官吏などになるものは、「司空」の上に紅黃の色が出で玉の如くなつて「印堂」に連なるものである、官職が進む時は「中正」にその年に應じ黄色が現はれるものである、又小鼻のあたりが紛々として黄色になるものである、此の時は資財を繁殖する事がある、試験に及第する時は「日月角」に紫の色が生じて雲の如く「むらむら」とするものである。

音信及び文書占

音信及び文書の事は「印堂」及び「華蓋」か見らるべきである、華蓋は眉の上の筋筋である、黄色黄光は必ず吉を得るものである、黑色黒氣は凶をなすものである、又「山林」の上に筆の如き黄色が出れば吉信である、「驛馬」「準頭」上に草根の如き黒氣が出れば凶信である。

男女占

眼の周圍に青色が出れば家に男女何れかの憂ひがある、黄色が出れば懷孕の事がある、年壽間に色が出れば兄弟の事であり、「司空」に色が出れば伯叔おやまつ（父母）の事であり、「人中」に色が出れば子孫の事であり、目頭目尻に色が出れば夫婦間の事である、而してその色はいつも黄紅紫がよく、その餘の氣色は悪しきものである。

酒食占

口の邊が脹れぼつたくなりて、色が口に流れこむ如くに見ゆる、黑暗の氣の流れこむはよろしくない。

朝見占

上位の貴人に逢ふ事可能なりや否やを見るは「天中」にある、天中に黄紫の氣、鱗の如く、峰の重なりし如く現はれば之に逢ひ且吉をなすものである。

移動占

「驛馬」に青紫の氣色出づれば吉である、黒・赤・白は凶である、その形圓きか又は雲の様なのがよい。(驛馬は「遷移」の上といふも実は同じである、鬚の處、髪の生へ際である)

解職落職占

人の職を失ひ、業に離れるは福堂、天倉、印堂にかけて赤い色が雲の様にむらむらと出づるものである、又玉堂、金匱きんきのあたり即ち眼の下にかけて青黒の色が弓の如くに曲りて現はれるものである。

出火占

「年上」に赤色の臍が發し、「人中」また赤き時は火難の恐れがある。或は近前に火災がある。

水厄占

赤色が両方の鼻の孔にかけて現はれば、河海にきて難に遭ふ事がある。

妻病占

魚尾奸門ともに赤色がとどこほり、或は青く枯れた如き色が年壽に出で、又眼下的赤いものはその妻病床にあるものである。

右の外尚説くべき事は多々あるが、學問間の小經驗として實際試みて見るがよい。

○眼部横列訣

前巻に印堂即ち眉と眉との間の横列も、年上即ち山根、即ち眼と眼の横列も、重要な點はほぼ之を説いたが、此部は相法上ことに重要な部分であるから茲に又これを再説する事とする。

○印堂部

眉と上眼瞼との間に十三部位があり、之に家獄、頻路、蠶室、林中、酒樽、構舍、姫門、劫路（へ門）、青路、基路等の區別があり、又此の名稱たる必ずしも一定してゐない、それに目頭の處にも、構舍、光殿があり、又更に構舍があるので之に迷ふものがあるであらうが、この場合相法上では僧道の位を見る處としてゐる、僧の如きは人に身分の吉凶を問ひにくることはまれである、まず必要のない處である、然し此部が豊満なれば僧侶ならずとも吉なのであつて缺陷があり、或は落凹んでゐれば悪いわけである、蚕室といふも、之は女工の事を見る處とし、茲が豊満なれば女が家で働いて養蚕などをするから收入が澤山にあつて家内平満であるといふのだが今日では必要な事である、只此前は前巻にも述べたように「財帛宮」にならかう、此部が落凹んでゐれば主人に財祿なく自然家計も苦しき爲に家庭が温かでなく苦しみが多いといふ事がいへる、又此部の色悪しければ男子は妻に嫉妬あり、或は

病ありとするのは魚尾、奸門の色の悪しきと同じである、又姫門の色の潤澤なのは夫妻吉慶にして、缺陷あるものは夫妻凶なりとするのは、前の蚕室と異るものではない、僅かの部分に色々な名稱をつけてあるのをその通り信じてしまふから分らなくなるのである。

その前に家獄、頻路などいふものがあり、之も上眼瞼をいふのであるが、此方はむしろ印堂に近い、故に家獄は刑罰を主どり、頻路は憂苦又は獄死を主どるとしてゐるのは、印堂に主として缺陷があり並に眼瞼が落こんで皮ばかりであり、且その發色が暗黒たる場合をいふのであって、印堂に破れがあつても強ち下獄し或は獄死するといふ事はない、之等の法言は未開の支那が法律といふものを完成してゐない時に云つた言葉である、然しその問題での吉凶を問はざる事が皆無とはいへまい、然る場合は印堂の間ヒ準頭即ち鼻の尖ヒ及び顔全體の發色如何を見るべきである、即ち「家獄」不潔にして暗黒色あり、鼻頭に長き赤色出で或は酒を飲まざるに顏色赤くして、さながら酒に酔へるが如きものあるは、獄刑の事なくも官の咎のをうける事のあるものである。

劫門、青路は眉の尾の方、奸門の上になると、劫門は劫盜の事を見る、此部に黒あ

さあり又發色悪しければ盜難などに遭ふ事があるとする。眉は福堂であり、眼は財帛宮であるから、これに缺陥あればたとへ劫財盜難の事はなくも財を損じ、寶を失ふことがあるとするのである。青路は人の出入を主どる、色悪しきは出入して凶である。悪しき色とは黒色又は白色である。巷路カツラも亦ニルと同じであつて部位の相違ではなく、遠近を見る場合の區別である。交通の便の全くない支那に於ては旅行に日数がかかり、その上匪賊の襲撃をうけるかも知れない。ニルは往昔の秋園にも聊か似たるものがあつたが、今日ではかゝるうルヒはなくなつた。故にかくの如き名稱の部分を一々に記憶してゐる必要はない。只出入の吉凶は奸門の上を眉にかけて見ればよく、又移轉の如きは尤も前巻に説いた様に驛馬、山林をかけて「遷移」の色のよしあしを見るべきである。青路、巷路は一時の吉凶を見る處である。

○山根部

山根部には太陽、中陽、少陽、外陽、魚尾、奸門、天倉の外に天門、元中（亥武）などの部位があるけれど共、この中肝心なのは三陽及び魚尾奸門天倉などで、此部の吉凶はほゞ之も前巻に述べたが、舊來の人相書は三陽にもそれそれの吉凶があるとして説いてゐるから、之を学ばんとするものは、近少な部分で區別して覚えよう

するので中々その觀相術が進歩しない。目の下部に肉あり力あり、發色よく時はたは上等であつて「太陽」である。太陽の象は吉慶を主どり、色がよければ男子はよき妻を得、女子はよき夫を得る。目が太陽の象であつて發色悪しければ妻が病床にあり、或は夫が職を失ひ、或はその家業が盛んならず、或は黒色現はれる時は子孫に病あり、白色時ならぬに現はれ死別の憂ひがある。青色目に立つて見ゆる時は夫妻離別の憂ひがあり、赤色現ルハ夫妻争鬭の事がある。青色が目に入ルハ刑罰の事がある。眼瞼豊滿にして太陽の象をなすとも、遺傳型のものであれば又夫妻の縁の憂る恐れがあり、必ずしも太陽の象の如くにならぬかも知れない。故に一つの場合でも單獨にその象のみを見てはならぬ。

次は中陽であるがまづ中等の眼瞼をしてゐるものと思へばよい。色の出方の吉凶は太陽の部とさして變りはない。若年にして此部に力薄ければ兒を儲けるも後に之を失ふ恐れがあり、夫妻の間も圓満に似てそこに一つの不満が横たわるものである。次の「少陽」は肉の陥没せるものであつて、此の象は壯年兒を得難く、晩年に至つて一二の兒を得るものである。歐米人の眼部の陥入してゐるのは凶相の如くであるが、此は前にもい小様に山根の高きと鼻の所謂「諫臺」で之を補つてゐるのであ

る、從つて同様の意味を以て我國人を見ても差支へはない、由來我國人にもかよう
な型式をもつてゐるものもあるのである。

眼下の三陽によつて男女児の區別如何を見るのは、實を去へば全く從屬的のもの
であつて、

眞の形狀如何を主とし、三陽を第二義に置いて見るべきである、然る時は子孫男
女の力の有無は明らかになるものである、三陽の區別をせれを此男女によつてわけ
て覺えらといふ事は出來なくはないが不便である。
魚尾は一名「盜部」といひ、奸門と天倉とを併せて盜賊、損害の事を主どる處と
する、これ又財帛の宮であるから、茲に悪色の出づるのを嫌ふのである、魚尾に黒
色出れば盜賊の被害ありとする、奸門に黒色の出づるものも同じである、魚尾奸門
平滿にして豊肥すれば食祿満ち妻子健全である、この部が平かなうざればたとへ官
にあらも貪任である、その外天井、天門などあれど略々同様の位置で深く論ずるに
當らない。

○年上部

年上部は目の下の横列となる、始めに「夫座」といふのがある、目頭の處で鼻のき

わである、之は夫妻の吉凶如何を見る處である、故に又妻座でもある（前巻の圖を
看よ）女は右を夫座となし、男は左を妻座とする、此部に肉あり光澤あり皺缺陷が
なければ、男子は好き妻を迎へ、女子は良き夫に慕するものであり、若し又右の如
き缺陷がありて今日身富み家庭圓満なるあらば、その壯年期中夫妻大いに勞苦し、
嘗々努力して今日をなししたものであり、又この部は女子の有無如何、健、不健を見
る處であるから、茲に缺陷あればその人の子女に缺けたるものあるか、乃至は病身
のものありとするのである、此部にアザ黒子の如きものあれば夫妻の縁を全ふする
事ができぬばかりでなく子孫の鳥にも宜しくない、セルより長、中、末男、又は長、
中末女と続き、男子は右側を以て男児とし、左を女児とし、女子はその反対とする
け此共、人は必ず三人づつの男児、三へづつの女児があるものではない、中には一
人の男女児もなものもある、之等の有無又は健、不健は、鼻の諫臺、廷尉を併せ考
へて觀察した方が早く分るものである。

又此部にかような區別あるのも上等、中等、下等の意味で、肉豊満ちのは上等
であるから、長男も次男もあるべく、然らざるものは児もないわけである、そこで
又從來の人相圖などを見ると、之等の部位に並んで、金匱、禁房、盜賊、遊軍、書

上、玉堂などと並んでゐるが、実は之等の部位をメジロ押しをしてゐるのではない事、他の部分と參りはなく、又觀相にこれを用ゆる時は併せ考へて眼下一般を見渡せばよいのであるが、わけて眼下の力のある無しは前に擧げた陰鷹紋とその觀察を一にして見るべきである。

目の下一體を又「房中」（妻妻宮だからである）とも稱する、故にこの部の發色が「出産」の觀察點となるわけで、春三月、即ち寅卯辰月に青黃色が現れると児のある象であり、男に黃色あるものは女児が生れ、女に黃色あるものは男児が生れる、白色あるものは死の兆である。赤色あるものは児に宣しくない、夏三月、巳午未は黃青の色が正しく、秋三月申酉戌は白黃紅が正しく、冬三月亥子丑は黃紫色が正色である、此の事はいづれ後に詳しく述べつもりであるが、下瞼にかけての発色は男女の児何れが生れるかを見る處である。その眼の少し外方、目尻の下を又「外男」と名づける、家庭以外に子供などを作ると茲に色が現れてくる、此の部は「魚尾奸門」と関連する、即ち又妻妾の宮であつて、男子は左を妻宮となり、右が妾部となり、外男はこの妾部に發色するのであつて、色宜しきは害がないが、色悪しきはそれが爲に家庭圓滿ならず、或はその児女に障りがある、尤も亦この部は

外孫の出生をも意味する

を以て、強ちに妾又は私腹の児ありきどといふ事はできなり、今私腹の児ありと推されるものは、額の鉢わざて遺傳的素質のつよいものである、遺傳的素質のつよいものはその妻ばかり守る事ができないものである、但し此中に救ひあるものなきにあらず、左孫をものは夫妻の縁喪る事なきも、何れか一方が病身である様な場合が多いものである。

益に又「盜賊」の部類がある、前巻にも示した「天倉」の部である、天倉即ち家の財祿を見る處があるので、同時に盜賊をも意味するのである、此の部に悪色が發すると盜賊の難がある、その次に遊軍、これはその名に示す如く遠方に行く時に色が出る、次書上、玉堂共に學問の如何を見る處で、此の部が清く、發色美麗なれば學問に宣しとする、試験の成績など又この部で見るのであるが、同時に印堂を見なければいけない、印堂を主とし、此の書上、玉堂を從とすべきである、此の部の發色よくも印堂の色悪しければ凶であり、又流年の如何によつて同一からぬ事がある。説明が前後したが此の横列部の中央に「金匱」と稱するものがあり、額骨の中央上部である、尤も左右の小鼻をも金匱と稱するが、何れにしても此の部は家運のよ

し悪し、又は財祿の有無と見る處であるから、肉なく、或は缺陥あり、絶えず黒暗色を帶びてゐるものなどは宣しくない。骨肉共になだらかにして、張りあるのは家運平らかにして資財豊かる象である。此の部がきつそげた様になり、枯暗してゐるものは資力薄く、勤務者などその或る期間は吉であるが、一たび失職でもすると忽ちに窮迫の身となるものである。又此部に力なきは官位なく、或は商人であり、會社勤めであり、及び命理の建祿運であるから、五十歳前後に於て身上の一大変化を見る人である。此部に黒アザあるものは屢々財を劫奪される様目に遭ふものである。

○ 眼 色 訣

目は十干中の乙庚である。而して「春」をかたどる、春は五臟の「肝」である。目は「仁」である。故に「乙庚」である。即ち又「十二運」中「長生」の位に居る。故に頬面中最も眼を尊しとする。目の力が強ければ學問智慧がある。目に力がなければ作す事があやまる。

頬面中吉凶の五分は眼にあり、目を以て顎の主となし、眉を以てその客とする、故に眉を見る時は目を見なければならず、目を見る時は眉を見なければならぬが、ことに目を見る時は、額と印堂と口とを見なければいけない。

目の下が赤い時は訴訟事に凶である、目に光があれば志氣高強である、目の端が常に黒ければ生命は七十を出でぬものである。

牛の頭の様で虎の様な眼をしてゐるものには富貴無比である、蜂の様な目をして豹の様な声をしてゐるものは武人となりて位がある、點睛^{ひとまつ}が下に近きものは多く山野を親しむ魔道の人である、常にうつむいてゐるものも同様である、目の下がうす黒く色艶なく枯れた様なのは子孫に障りあり女子は夫に障りがある、老ひて目の敵があれに競けば官の咎めをうけ、坐して斜めに物を見る者は心が定まらない、目に光彩がなければ金錢でも自由になる人である、瞳^{ひとみ}が上につけてゐるものは多く下劣の相である、赤敵が目を貫けば死に類する様なことがある、目が正しい位置にあつて鼻が通つてゐればその人は和諧がある、人を見るに常に人の頭をすぐ見る人間はあわよくば取つて代らうとする野心家で、奸卑^{けんひ}古^コにたらざる人間である、目が左右甚しく異れば異母兄弟があるものである、目が羊の様で四方が白ければ女は年下の男

を入夫などを迎へるものであら、魚の目の様なものは心よこしまにして、刑法に觸れる事をも意とせず、遂に身を誤るものである。眼瞼に黃氣が發すれば、修道の人は愈よ道の深きに入るものであり、目に光あつて、而も婚あれば積徳にして陰報あるものであり、青色が目の中央を貫けば七日の中に災ひがあり、目の中に赤い砂をまいた様になると死、病に襲はれることがあり、目がつき出してみて光が現れなければ宮に居つて高きに昇らちい、目に威があつて逆境にあるものは四十歳をすぎて運が現はれ、目悪しくして他の部のよきは三十七八歳にして運の止る恐れがある、目が落ち凹んで頬骨の高き人は一生意に叶小事なくして營々辛苦するものである、目の両邊に深く垂れたものは早くより父母に別れ、兄弟又四散し家庭をなし難り、眼中忽ち黃白の色を生ずれば旅に出でて死する事がある、黒いくもりが両眼にかかると三日の中には散財がある、目の下、三陽の部にかけて永く黒暈くろまきがかつて消えなければ家に傷害の死をきすものがある、目ばかり張つて他の部分貌かほなきが如くなるは、



瞳上にある目

平生道なくして心に叶ふものがなし、低脳なるもの下賤なるものは多く出目にして瞳が上にあり下白きものである、

目、眉共に長く、晴ひとけうるしの如く黒く、唇赤きものは富貴

充実の者である。

目の下凹んで肉なきは、たゞへ児あるも只一子に止まるべく、且その人の心性は陰毒である、目は常に神光あるを要し、額かぶは張つて肉あり、目と均齊するを要する、目の下の肉の方圓なるものは高堂に坐するものである、更に子孫のさかんなるを主どる、目遠くを見る如きは智あり、近きを見ろは智なし、平らかに見ろは徳あり、下を見るは毒あり、見るに力なき者は事を共にすべからず、黒氣が目に入れば大、七十にして死する事がある、左眼にのみ入れば三月にして亡ぶ、男子左眼大ならば、その妻肥大する、女子右眼大ならばその夫豐肥する、男子右眼小ならば先に父を失ひ、左眼小ならば先に母を失ふものである、女子は二度に反する、目の大きるものは貪慾にして取ることを知れども出す事を知らぬものである、物の近くは見えて遠きあもんばかりのない人間である、鶴の目蛇の目の様なものは竊盜とうとうをする事がある、龍の目の様で晴が大であり、鳳の目の様にして長く髪に入る、猴目に白多く黒少なく、目圓くして金色に似たるもの、目に青色多きものなどは貴人の象をなすものである、女人の目の下が青黄色ならば平安である、赤黒きは産厄がある、目の上下が青黒ければ妻方の婦人の死去があるのである、両目に神光なく病なきに病者

の様なのは之を神の去れる象とし、三月の中に死傷の事があるものとする、右の眼を三陽となし、左の眼を三陰となし、三陰三陽共に目の上下にありとする、普通三陰三陽は目の下になつてゐるのであるがこの場合は眼の上下即ち眼瞼一體を三陰三陽とする、であるから相法書は區々であつて知り難いのである、又三陰三陽は眉の上下であるともする、而して眉頭を太陽とし、中央を中陽とし尾端を少陽とし、以て長男中男末男又は長女中女末女を見る處ともしてゐるけれども只眉の區切を三つにして長男長女以下の吉凶をい小事はできるものではない、之は謂ば祕法をかくしたものであつて別項にも説く様に、眼瞼が上等であれば長男女、中等であれば中長女、下等であれば下男女と區別して見るべき様になつてゐるのである。

即ち眼瞼は此「財祿の庫」である。

財祿の宮であるから赤色の現はれるのがいけない、この色は大災を意味する、目に少し此の色がさせば病氣がある、印堂の左右眉の初めを「交鑓」^{（こうき）}と稱するが、此の部を又「家獄」といひ、牢獄部とする、「交鑓」も「鑓を交へる」のだから「家獄」と同じであつて、之が共に印堂の部にかゝつてゐる、なぜ印堂の部にかゝつて

ゐるかといふと當時支那にあつては法律が不完全で誰でも心のまゝに捕へて牢獄に投ずる事ができたので、この様に眉頭の部を重大にしたのであつて、交鑓・家獄、牢獄とも名稱は異なるけれどもその場所は同じなのである、故にもし此の部に赤色が出で、その形が鷹の口ばしの如くなるもの少くも官の咎めに遭ふものである、目が忽ち赤く腫れ、或は誤つて目のふちを損するものなどは十日を出でずして憂ひがある、男は右、女は左が凶である、右の目頭の下が際だつて青いと一ヶ月の中に父兄弟長男の中に悲しみ事が起る、左の目頭の下が青ければ母伯母姉妹の中に悲しみが起る、右の目頭がら第一が父、その次が兄、その次が長男といふ風に三陰陽の部を目尻の方に並ぶのである、女子の方も又この順である、両眼頭の直下にもし白氣を見、それが紅氣と交つてゐる様なれば哭泣をつかさどり、家庭安然ならざる事がある、目が大にして眉の小なるものは中年に厄がある、紫の氣が印堂に起つて両方の目頭に及ぶものは子孫の中に懷孕するものがある、その前に三陽の部を見、青氣の起るものはこれ男児、紅氣の起るものはこれ女兒である、この見方は男女左右の眼下如何を問はないのである、更に最後に記す流年法を用ひれば一層明瞭である、その流年法（秘傳）は易を用ゆるか六壬法を用ゆるのである、この二つの中どかかを學ん

で置かなければ人相の秘傳に達する事はできない。黑白の色が交つて目の下に現れると親子離ればなれになる事がある、目に浮腫が生ずると自分の心を欺いて物を貪らんとし、ついに破壊をなすものである、目の尾は奸門である、敗破するものは官刑に遭ふものである。

○ 相鼻秘訣

鼻は年齢にすれば四十一歳より五十歳に至る間の運を支配する、山根の處が四十歳で次第に鼻頭に及ぶのである、人相上鼻を見る時は同時に両頬と両耳を見なければいけない、両頬は内部の補けであり両耳は外部の助けである、更に耳の上の骨が張つて之を補つてみると、低い鼻の缺點を救はれる事になるのである、たとへば若観男の如き鼻はよろしくないが頬骨に於てまさり、更に耳がこれを補ひ、純骨即ち耳の上の骨が更にまさり、その上「地閣」が朝してゐるために鼻の缺點を補つてゐるのである。古書にも

額（頬骨）あつて鼻、好しからざるもすなはち行くを得る、貴人の輔けを得るの

である。

鼻ばかりよくて額のないのは、行くを得ざるものである（運が廻轉しない）、それは輔けがないからである、

輔けといふは人の助け、天の助けである、凡そ人は此の輔けなくして全く孤獨で業をなし、功を遂げるといふ事はあり得ない、故に額に力のないものは上位の者に接するを得ず、又その身に位もないのである、即ち頬のこけたものは官吏、軍人、學者などになりても出世をせず、官吏でなくして公吏となり、或は商事会社などに入るものであり、實業方面より出て發達し、身に位階勳等を帶びるものは鼻が好ましからずとも、必ず頬が圓く張り、その上に「枕骨」が充分の力を持つてゐるからである。

鼻がその先に至つて垂れるか、又は鼻の孔が見えてゐる時は、却つて鬚の深い方がよろしい、鬚を以て鼻の氣のもれるのを防ぐのである、即ち又鬚をもつてその氣を聚めるのである、然し鼻がよくして鬚の深き長きはいけない、之は前にも説明した通りである。

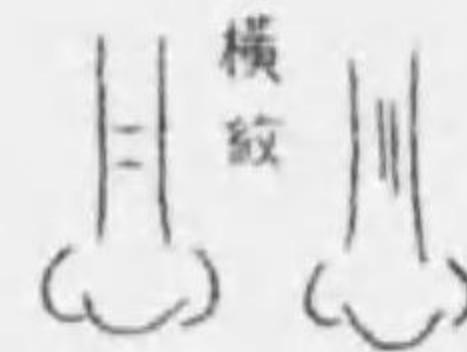
鼻は土星である、中に居て戊己に屬する、面の中央に居るから人の富貴壽福は此

所に決するのであるとする、故に鼻を「財帛宮」と稱するのである、財帛宮といふとも只鼻の一點だけで人に財産があるかどうかといふ事を直ちに見て取るわけには行かない、鼻の形は様々でそれがそのまま、すぐに分かるもの（たゞへば諫臺鼻の如きもの）もあれば鼻の形が悪しく共、觀骨、枕骨、地閣のよろしきために全くその凶相を補つて、富貴壽福に缺ける處のないものもあるからである、故に鼻は必ずその補ひがなければならぬものである、又所謂「氣」がなければならぬものである、氣のないものは運に破れがあるのである、氣のあるといふのは印堂が高まり、鼻梁が豊かであり、或はその形が「ラツキヨウ」の様ではなく、幅に廣狭なく、骨が額より通るものであるが、印堂が陥つてくびれた様に見らすに、「年壽」の辺では低くとも尖にいつて力があるのを好しとする、印堂が陥り、額骨の輔けがなく、只鼻の尖るのはよろしくない、山根が断えてその上に横紋のあるのは足腰内臓に病氣のあるものである、「年壽」が黒いか青く暗い色があれば肺、花柳病、婦人は子宮病などを患ふものである、「年上」に飾があれば少年にして親を刑する、又「年上」に深き横筋があれば横禍にかかる事がある、肉があつて豊かに額（頬骨）と對應し、且小鼻にしまりがあるものは所謂「諫臺」をなして貴福がある、鼻が尖つて聳え、頬に力の

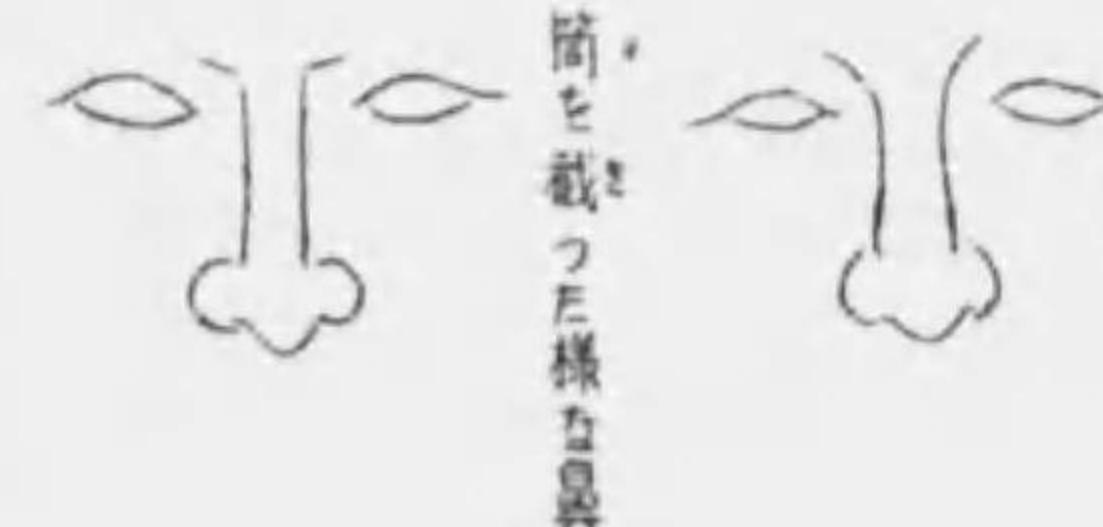
ないものは權威なくして且四十歳すぎは貧寒愈よ身に迫るものである、低平にして梁柱なく又頬骨及び玉枕のたすくるものなれば家資常に空虚にして業の成るものもなく、精神又纖小にしていかに足らず、身は常に寒賊に居るものである。

鼻に梁骨あるはだとへ建祿生れにして、家を出て業をなすともその父母の家柄は士農工商それそれの位置にゐたものである、鼻梁のなきは卑賤の生れである、但し顎骨及び玉枕の太いにこれを輔くるものあれば此の限りではない。

年壽に黒子があれば人に財産を劫奪される様な事がある、青氣が中央に出づれば病は進む、山根が青黒ければ怪我過ちがある、準頭が青黒ければ病氣の時は宣しくなり、年壽に「羊刃紋」（豎紋）があれば傷害の事又は「手術」の事がある、若し横紋があれば怪我過ちがある、妻頭が青黒ければ妻子を剋し、或は義子養子を迎へるものである、山根に八字の紋があれば妻子を剋し、或はその子我が膝下に居ないものである、印堂に八字紋があれば祖業空となり、自身の實力に依て産をなすものである、この小鼻の筋に紅く白い色が出てゐるものは酒色りふけやすい人である、年壽に赤い線の様な筋が現れると水



脛をかけた様な鼻



筒を截った様な鼻

火の難に遭ふ事がある、鼻は脛を懸けた様であるか、筒を切つた様なのが最もよろしい、前者の例としては荒木前陸相があり、後者の例としては高橋藏相がある、かねて面鏡がこれを補つて照應すれば富貴無限である、鷹の口ばしに似たり、剣の峰の如くであつたり、之に兼て両頬の骨に力がなく氣を失ひたるものには、孤寒の人であつて親子睦まじくない、額が天倉を神し、準頭が脰を懸けた様なのはまさに大富を得、且その妻は愛嬌がある、脛をかけた様な鼻といふのは印堂の部が廣く、年壽の部が却つて狭いものである。

額骨が前面に出で横たわり、準頭に梁骨が立きものは六親ともに睦じからざるものである、鼻筋の曲つたもの、鼻先の削れたものなどは妻子を損ずるの恐れがある、鼻頭に紅くツブツブの色が至れば財を散する事があり、線ミニズの様につながつた赤色が出来ば官の咎めがある、小鼻は最も欄のないのを恐れる、欄のない鼻といふのは小鼻の流れたのであつて、かような鼻をしたものは大財も得難く、又有りても不時の用起つて屢々入りては屢々出して容易に蓄積し難いもので

ある、即ち此の鼻は命理學でいふ「印綬多過」の象であるから、根は正直であるが小心であり且神經家であつて大業はなしとげぬものである、準頭に肉あるは慈悲の心がある、又勢あるものは權がある、又準頭の赤いものは肺を病み熱のあるしるしある、又土星をます故に火災のうれひがある、その應の現れるのは一月（亥）四月（辰）七月（未）十月（戌）の土氣旺する時であるがその外の時に現れる事もある、鼻は最も淺く低く肉なく力のないのを忌む、鼻がハツキリしてみても色艶のないのはまた財がない、小鼻が流れても光澤のあるのがよい、而して黃色の最もよい、たとへ困窮する處であつても不財を得るものである、梁柱がまつすぐである、鼻頭に疣があれば痔病がある、年壽にアザがあれば偏賀者である、準頭に黒子がない、但し後者と雖も小鼻が流れてゐれば奸邪の心なく只心氣動搖して決し難き人をなすのである、鼻柱が天庭又は中正より續いた様な人は身は高貴に至るものである、鼻頭に疣があれば痔病がある、年壽にアザがあれば偏賀者である、準頭に黒子があれば運に済りがあるのである、山根年壽に線の如き紋があり、之が二三條すれば妻は産に死する事がある、準頭及び丘壽に長く紅色の絲の様な線を引けば、河海に出て溺死する事がある、

鼻の形を易象に取れば、誰でも「地天泰」の四久、即ち「山天大蓄」の象をなし得るのである。故に骨の額より起るものは大蓄中の大蓄であり、以下様々の形によつて大蓄中の小蓄もあるれば、小蓄中の大蓄もあり、又小蓄の小蓄もあり、更にその下の小蓄もあるわけである。由來大蓄は反面に「形が見えて手に取れぬ」があると同様に、鼻の形に於ても此の「財を手にする事のできぬ」ものがあるのである。鼻には「伏犀鼻」と「單犀鼻」とある。伏犀鼻といふのは骨が鼻梁に起つて印堂を貫くものであつて、從つて額部に骨肉の凹みのないものである。歐米人は多く此の形を有する。單犀鼻といふのは中々得がたい、伏犀鼻といふのは骨が鼻梁に起つて印堂を貫くものであり、單犀鼻といふのは、骨が準頭より發源して額の眞中即ち中正の部に至るものであつて、從つて額部に骨肉の凹みのないものである。歐米人は多く此の形を持つてゐる。從つて又自然印堂の部も豊滿するわけである。然して天倉、眉倉、眼倉、地倉等の部門が豊滿であれば、所謂八方の權を掌握するものである。なぜ鼻の骨が額から通つて居ればよいかといふに、之を五行にすれば額は火星であり、鼻は土星である。火生土と土の財を生ずるかう吉となるのである。然るに山根に於て折れ曲つてゐると火は土を生じない理で茲に運氣の停頓が起るのである。故に又額の骨が張つてゐれば財を生ずるの根源深く、又その祖業も廣く、自己に對する世間

も廣大になるわけである。又口は水星をなす。鼻の土より剋せられるが、口は二川食祿を表するを以て剋して之を作用せしめる方がよいが、土に負ける口ではいけないから、土魁水とするべき口が大きくならなければ鼻と對抗ができるくなるのである。故に口が大きいのが吉とするのである。更に金木の二星を耳とし、右耳は木、左耳は金とするが、耳は全く附たりのものであつて、智識があるかないか、生家に居るか居ないか、婦人なればよく家庭を納めるかどうか（所謂娼婦型をなすかどうか）、子があるかないか、今の運がよいが悪いか等五大の象を見るだけのものであつて、その人の根本的な運命には至大な關係を及ぼす事がない場合もある。それよりも顎骨即ち頬骨の方が重要であるが、然し見なれない中は耳の方が見やすく、頬の方が見にくいものである。ケルビも水星は右の頬にあり、金星は左の頬にありとして考へれば、自然頬の吉凶は分つてくるであろう。

實際金木の二星は左右の頬にあるものである。
故に右の顎骨は木星、二月三月に當り、左の顎骨は金星、八月九月に當るのである。

因に
一月、四月、七月、十月は前にり小顎に鼻である。五月六月は頬である。十一月
十二月は顎である。

頬下面の部名稱



○頬には多くの如き名稱がある。
頬の眞中を通して十三部位即ち頬の髪の生
際より、天中、天庭、司空、中正、印堂、山
根、年壽（また年上壽上など）稱する。準^{ヨウ}
頭、人中、承^{セイ}、地闇である。年壽は年上
壽に分つから十三部に及ぶのであるが、十
三部位が正確に上から並んでゐるのでない
事は本講座の所々に説明せる通りである。
○又横列も必ずしも揃つて平行してゐるので
はない、その部位も亦揃つてあるのではな
い、詳しくは本文を見よ。

○面上氣色定局速訣

人の面上で氣色を見るの法は、その月々を面上に近よせて見なければならぬのに、
從來の人相書は十二ヶ月の月割が頬の周圍にわりふつてあるので本當の事が人に分
うない、人相の先生も秘傳を惜んで本當の事を云はなかつて、人相を學んでも堂に
入るものが中々ないのである。

その秘傳はまづ、

新一月丑、四月辰、七月未、

十月戌、

新二月寅、三月卯、

五月巳、六月午、

は左の頬（顎）にあり、女子は

の四墓の土はいつも鼻の上にあ
るわけである、次に、

七五



月の式割圖

この反対である。

七六

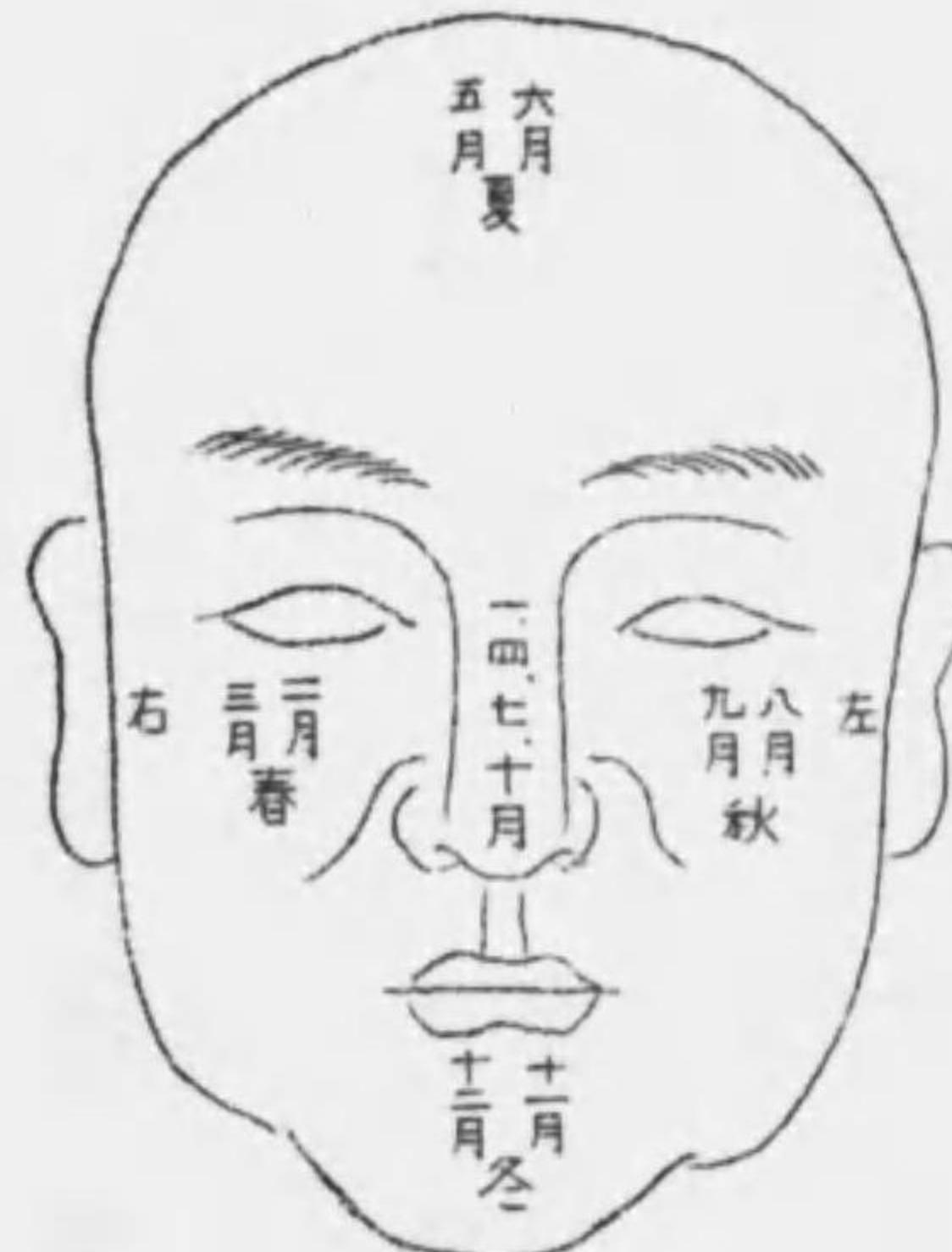
新十一月亥、十二月子、

は頬（唇の下）にある、こうして見ればいかにも見やすいが、從來の式の配置では本當の事がわからぬと共に、鼻の氣色が忘られる事になる、これは祕傳として隠されたものである。

面上の氣色に就ては尙後に詳説するつもりであるが、研究の傍賣地を知らせんが

ために、此の速訣法をかゝげる。

圖 割 月 の 式 新



舊法では太陰曆を用ゆるために、此の速訣法をかゝげる。寅が正月となつてゐる、新の二月である、太陽曆の一月は丑（土）である、陽氣の發する處なるを以て鼻の附根（年壽）の先になる、鼻の先をも兼て觀るべきである、丑は辰、未、戌即ち四月、七月、十月共に土に屬する、年壽より鼻

の尖頭即ち準頭に及ぶのである、此部は土であるから「黃明」を以て基本とする、又紫色にして明るきもよい、従つて此部がみを黄色で明るくあれば、一月、四月七月、十月などの月を以て吉慶に入るといふ事ができるのである。然して丑の土は婦人（家）に屬するを以て、此部黃明なれば懷孕の事などあるべく、未の土は家（妻）に屬するを以てこの部の色よければ家の建築などありとするが如くである、又丑は貴人といひ、未は太常といふ、故に前者に於ては貴人の誘引あり、後者に於ては陰徳の顯揚があるとする如くである。

此の場合只「準頭」のみを見て吉でないのは部位の見方と同じである、即ち鼻を見る時は忘れずに両頬の氣色を見なければいけない、若し鼻が黃明であつてもその頬が紅色であり或は青、黒色であつたりすれば心に叶はず、たとひ宜しきをなさんとしても後に阻隔をうけ、或は災害を起し來ることとなるものである、両頬ともに同時に黃明であれば即ち大いに佳良なのである。

家の新築をなす場合に、從來の人相家は往々四月辰、十月戌月を以て吉なりとすれ共、辰は勾陳（天罡）といひ、戌は河魁（天空）といひて凶とする、

家は人より、家そのものを冠さなければ吉とならぬ、故に家屋そのものに就て

のみ之を去ふ時は、春三月を以て吉とする。

然しその人の本命と及び年廻り如何にも関係があつて、何人も皆三月を以て吉なりとする事はできぬ、只四月、十月を以て吉なりとするのは断じて誤りであつて、決してかくの如きはない。

四月十月の家屋新築移転等は凶事あらざるも支障多くして何人も行ひ難きものである、此の事は予が「六壬占法」中に詳しく説いた通りである。

果して然らば、今相法を説くに、茲に他の占法を説くはをかしき事であると問ふ者もあらうかをれども、人相の氣色又は部位の如何のみにこは、その人の流年變化の如何を去ふ事はできないのである、「流年變化」は五行を用ひ、六壬法を用ひ、易象を用ゐるのである、依て下に易象に依る流年變化觀察法の大要を説くつもりであるが、何れにしても、鼻の氣色は一月、四月、七月、十月に應すべく、又その色は清明なるものを以て吉とするのである、若し此部に他色現れ、而も時前なるに於てはその月に至り、それそれの象ありとするのである。

○一月分五 白色が現はれると病疾がある、三七、廿一日間に應じてその色去らず、青色が出づれば官事がある、紅色も吉であるが火の様に赤きは凶である。

○四月分辰 紅色を以て上とする、然し火の如く赤きは凶である、又ブチブチの赤紅は凶なる事前巻に説いた通りである、青色が出づれば六十日間に應ずる、その人の父母に不幸がある、その人重病にあれば生命がない、即ち六十日間に内に驗があるわけである、然しその色にもすでに去つた自後の色があり、之から發する色があるが、これより起るのは青銅色をなし黒味を帶び、今盛んなのは草木の葉の如く青くして光りがあり、すでに去れるはムラムラとして雲の飛び散るが如くである。(去就の色については又別に説く)

○七月分未 青色のあるものは破財がある、未は土である、青色は水の象である、水を以て木冠土と土を冠す、而も未は水の墓する處である、故にこの象があり、日は十日間の中に應驗がある、又妻を冠し、或は妻に病疾の事あるものである、これ前にも説いた様に「未」が「妻」(家)の象をなすから、同じく水の冠をうけて此の現象があるのである。

○十月分戌 黒氣が出づれば三日にして失財の事があり、或は官事が起るものである。

以上に依て鼻の部の月色を説いた、次は

東方、二月三月の氣色である、之は右の頬であるが、同時に右の耳及び鼻と額を見るの要がある。

二月三月は寅卯に當り、一年の陽氣の發する處、故に耳、鼻、頬、額とを併せ見るのである、無論之等の部が黃明であつて光澤があるか、紅色にして明るきか、紫色にして暗んでゐればその人一ヶ年の運氣はよいわけであるが、額に異色あれば上長の人の身上に何事があり、鼻に異色あれば自己又は妻、又は家屋田地の事乃至は財祿の上に何事があり、頬に異色があれば全般の家運の上に何事があるわけであつて、この月に當る色としてはうす青く潤ひあるも凶ではない、總じて潤ひはあるはよが、乾いたのはよくない、暗い色黒い色などは物の不利をなす象である。

○二月分寅 この月頃に黃色出づれば大喜がある、日は三日に應する、赤く潤ひるものは七日の内に人と和を取く事がある。

○三月分卯 この月分頬に白氣出現すれば二十日の内に大いに悲しむ事がある、その餘の色は平靜である。

五月は巳、六月は午に屬し、額部に當る、火の象である、額を見たう次に鼻を見るがよい、總じて紅、黄、紫色はよい、わけて紫色は最もよい、その他の色は皆不助の事あるものである。

○六月分午 紫氣が額に出づれば三ヶ月の内に財祿を増す喜びがある、火は金に應じて火を活用せしむるからである。

八月は申、九月は酉に屬し、左の頬に當る、金の象である、婦人はこの反対である、左の頬を見たら、次には左の耳、及び鼻、額を見なければいけない、若し耳に暗瘡がなく、頬鼻額ともに黃明なれば吉慶があり、時は秋であるから白色の現れるのも亦宜しい、その餘の色は不利をなす、赤色は財を破る事がある。

○八月分申 赤色あるも亦取財の喜びがある、青色は大凶、金を以て木を剋するからで、児あるものは児に病疾の事あり、七日の中に驗あるものである。

○九月分酉 白氣出づれば父母兄弟の上に不幸ある事あり、應は十日のうちに現はれる。

利をなす。

○五月分巳 黃紅の色が額に出づれば七日の内に身分上の喜びがある、試験、就職の事などは額に紅黃の色がでなければだめである、時前にあればその月に至つて應ずるものである、此色又人の助けを意味する、又妻の身上に喜事あり、乃至内助の事あるものである。

○六月分午 紫氣が額に出づれば三ヶ月の内に財祿を増す喜びがある、火は金に應じて火を活用せしむるからである。

八月は申、九月は酉に屬し、左の頬に當る、金の象である、婦人はこの反対である、左の頬を見たら、次には左の耳、及び鼻、額を見なければいけない、若し耳に暗瘡がなく、頬鼻額ともに黃明なれば吉慶があり、時は秋であるから白色の現れるのも亦宜しい、その餘の色は不利をなす、赤色は財を破る事がある。

○八月分申 赤色あるも亦取財の喜びがある、青色は大凶、金を以て木を剋するからで、児あるものは児に病疾の事あり、七日の中に驗あるものである。

○九月分酉 白氣出づれば父母兄弟の上に不幸ある事あり、應は十日のうちに現はれる。

次に十一月、十二月は亥子に當り、水に屬し頬あとなる。此部の色を見る時は眼及び唇を併て見るの要がある。鬚あるものは鬚の色つやも見なければいけない。色の鮮紅にして潤ひあるはよい。鬚あるもの鬚の色清潤なのはよい。再び鼻と頬とを見て、光澤の透明なのはよい。無論黃紫にして色の明るいのはよいのである。黒くして枯れた様なのは悪い。青色も亦よろしくない。

○十一月分子 黃色が強ければ十日の中に悲しみ事が起るものあり、鼻も共にその黄色甚しければ妻の身の上に凶事があり、家庭の内紛があり、その應百日に亘ることがある。

○十二月分子 紅白色出て潤明なれば大いに田莊ばやしきを増し財帛を庄する事がある、應は廿日の内にある。

面上氣色定局の速訣は凡そ右の如くであるが、此の中、二、三月及び八、九月に當る兩類は「年壽」及び「準頭」部の列位に依て様々の見方もあるが、概して此の部は

その人の家運如何を見るのである。

従つて主として我が妻子との關係如何になる。父母の事を見るのは頬であり、兄

弟の事を見るのは眉であるが、準頭部の横列、頬の下部は又兄弟親族の運とその吉凶如何を見る處になつてゐるのである。頬は主として夫妻の關係如何を見る。

○相顎訣

顎は兩類である。此部は眼の下部即ち「男女宮」に關連し、且_{えん}陰陽爻に接していくから、我と重複する様であるが、顎といふのは頬骨の事であつて、それにも肉が包んでゐるのをいふのである。顎の説明は他部との關係上前にも少しそを試みたが、更に益で改めて説く事とする。

顎は所謂東岳、西岳で左右の頬骨をいふのである。土星の行運を助ける處である。土星といふのは鼻である。故に顎の高いのはよいが低いのは宜しくない。顎は從つて又「權」を意味する。顎高ければ權高く、低ければ權が低い。位がない。即ち頬骨が偏平なものは中運人の運の盛んなる時代に發しない。權がない故に平凡なるサラリーマン勤務者などになつて終始するものである。然し顎は骨の現はるゝを忌み、破れるを忌み、尖るを忌み、反つたのを忌み、下ろすを忌み、黒きを忌み、骨の耳を

かけて纏ふを忌み、一邊高くして一邊低きを忌み、涙堂の陥れるを忌み、顎骨細くして尖れるは小吏であり、骨太く圓く、幅あり肉あり艶あるは大官である、顎厚く肉豊かなるは作事成るあり（物をなしても成功する）、顎低く肉なきは物を為しても成らず、たとへ鼻の形よくして一時吉慶の事があつても、權（顎）のこゑを助くるものなきが故に遂に非運となる、肉の豊かに包む事がなければ、物事乖戾して安慰の境に入りがたい、物をなしても順を得ない（へたな事ばかりする）、骨が尖るは行ひが唐突である、凹みたるものは勇氣なく權もない、骨肉ともに調和して太く圓きはその心性も公大である、骨尖り肉瘦せて現はれたるは六親を刑杖し、妻子の縁もよろしくない、強く反つたのはその性强悍である、又徒らに勇を好み、蠻行を以て男子の本來なりなどとする、若し頬骨がかたよつてれば性情が定まらず、横に張る事が強ければ性悪をす。

額の氣といふものは元來「命門」即ち耳の側面（穴の前）から起つてくるものである、若し鬚門（目尻の横、命門の上）から骨が起つてくると、頬の肉はそげ落ちるものである、即ち「玄武」「玉堂」何れかうか骨が起るのであるから、佑助又身上に加はることをなすが、骨を包むの肉なくば、その象は一時であつて永続する事に

乏しい、これ天佑の資財實は豊富ならざるを意味するのである、骨あつて肉あらば即ち輔佐の力が十分である。

昭和十一年十月三日印刷

昭和十一年十月七日發行

高木相法秘傳書

(非賣品)

著者 高木

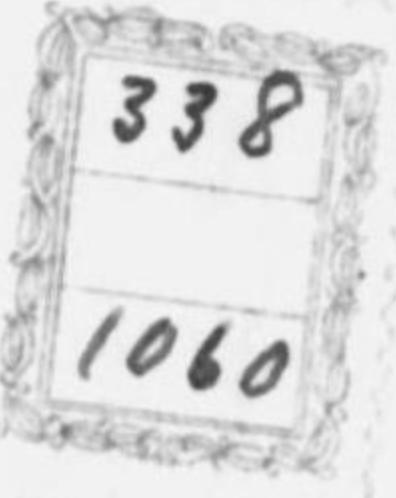
東京市世田谷區代田二丁目七三三番地
發行兼 印刷人

東京市世田谷區代田二丁目七三三番地

高水孝 教乘

發行所 命理學會

會



終

